

平成21年5月

平成21年度
創業・ベンチャー支援、雇用・人材支援
総合ガイドブック

～ 3機関の各種支援制度をまとめてご紹介 ～

北海道経済産業局
北海道労働局
北海道

クイック・インデックス

起業するときに

| 支 援 制 度 | ページ |
|-------------------------------|-----|
| 相談・情報提供 | |
| ・(財)北海道中小企業総合支援センター | 1 |
| ・中小企業・ベンチャー総合支援センター北海道 | 2 |
| ・地域力連携拠点 | 2 |
| ・マーケティングアドバイザー事業 | 8 |
| ・ベンチャー企業投資促進税制(エンジェル税制) | 8 |
| 研修・セミナー | |
| ・創業アカデミー事業 | 12 |
| ・創業フォローアップ事業 | 12 |
| 補助金 | |
| ・北海道中小企業応援ファンド事業(加速的創業促進支援事業) | 24 |
| ・新一村一雇用おこし事業 | 31 |
| 給付金 | |
| ・受給資格者創業支援助成金 | 34 |
| ・高齢者等共同就業機会創出助成金 | 34 |
| ・地域雇用開発助成金(地域再生中小企業創業助成金) | 36 |
| 融資制度 | |
| ・中小企業総合振興資金(事業活性化資金(創業貸付)) | 55 |
| ・新たんぼぼ資金(新生ほっかいどう資金・ワイド融資) | 56 |

新たな事業に取り組むときに

| 支 援 制 度 | ページ |
|------------------------------------|-----|
| 相談・情報提供 | |
| ・(財)北海道中小企業総合支援センター | 1 |
| ・中小企業・ベンチャー総合支援センター北海道 | 2 |
| ・地域力連携拠点 | 2 |
| ・新事業展開等支援窓口 | 3 |
| ・マーケティングアドバイザー事業 | 8 |
| ・ベンチャー企業投資促進税制(エンジェル税制) | 8 |
| ・参入促進コーディネート事業 | 9 |
| 研修・セミナー | |
| ・新事業展開等スタートアップアカデミー | 12 |
| ・建設業新分野進出支援事業 | 13 |
| ・首都圏ビジネス展開促進事業 | 13 |
| ・企業立地促進等事業 | 14 |
| 補助金 | |
| ・中小企業の競争力の強化を図るための助成措置(北海道産業振興条例) | 23 |
| ・北海道中小企業応援ファンド事業(地域資源活用型新産業創出支援事業) | 24 |
| ・北海道中小企業応援ファンド事業(産業クラスター形成促進事業) | 25 |
| ・北海道農商工連携ファンド事業 | 25 |
| ・新連携支援事業 | 26 |
| ・建設業等経営革新補助金 | 27 |
| ・リサイクル産業創出事業費補助金 | 27 |
| ・地域政策総合補助金(新産業創造事業) | 28 |
| ・中小企業地域資源活用プログラム | 29 |
| ・新一村一雇用おこし事業 | 31 |

新たな事業に取り組むときに(つづき)

| 支 援 制 度 | | ページ |
|----------------------------------|--|-----|
| 補助金 | | |
| ・ 電源過疎地域等企業立地促進事業 | | 32 |
| ・ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 (F 補助金) | | 33 |
| 融資制度 | | |
| ・ 中小企業総合振興資金 (事業活性化資金・産業振興資金) | | 55 |

新たな技術開発に取り組むときに

| 支 援 制 度 | | ページ |
|---|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| ・ (財)北海道中小企業総合支援センター | | 1 |
| ・ 地域こだわり食品発掘総合支援事業 | | 9 |
| 研修・セミナー | | |
| ・ 企業立地促進等事業 | | 14 |
| ・ 北海道立工業試験場・北海道立食品加工研究センター等の技術支援等 | | 18 |
| 補助金 | | |
| ・ 中小企業の競争力の強化を図るための助成措置 (北海道産業振興条例) | | 23 |
| ・ 北海道中小企業応援ファンド事業 (産業クラスター形成促進事業) | | 25 |
| ・ 農商工等連携対策支援事業 | | 26 |
| ・ 建設業等経営革新補助金 | | 27 |
| 融資制度 | | |
| ・ 中小企業総合振興資金 (事業活性化資金 (ステップアップ貸付、事業革新貸付)) | | 55 |

事業の承継を考えるときに

| 支 援 制 度 | | ページ |
|-----------|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| ・ 地域力連携拠点 | | 2 |

工場や機械などの設備投資をするときに

| 支 援 制 度 | | ページ |
|----------------------------------|--|-----|
| 補助金 | | |
| ・ 中小企業地域資源活用プログラム | | 29 |
| ・ 企業立地を促進するための助成措置 (北海道産業振興条例) | | 30 |
| ・ 電源過疎地域等企業立地促進事業 | | 32 |
| ・ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 (F 補助金) | | 33 |
| 給付金 | | |
| ・ 地域雇用開発助成金 (地域求職者雇用奨励金) | | 35 |
| ・ 人材確保等支援助成金 (中小企業人材能力発揮奨励金) | | 38 |
| 融資制度 | | |
| ・ 中小企業総合振興資金 (事業活性化資金・産業振興資金) | | 55 |
| ・ 設備資金貸付、設備貸与 | | 56 |

新たな雇い入れをするときに

| 支 援 制 度 | ページ |
|-------------------------------|-----|
| 相談・情報提供 | |
| ・ハローワーク札幌 北海道地域共同就職支援センター | 4 |
| ・(独)雇用・能力開発機構北海道センター | 4 |
| ・人材誘致推進事業 | 10 |
| 研修・セミナー | |
| ・IT産業雇用確保・創出促進事業 | 16 |
| 補助金 | |
| ・新一村一雇用おこし事業 | 31 |
| ・電源過疎地域等企業立地促進事業 | 32 |
| ・原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業（F補助金） | 33 |
| 給付金 | |
| ・地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金） | 35 |
| ・地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金（中核人材用）） | 35 |
| ・地域雇用開発助成金（地域再生中小企業創業助成金） | 36 |
| ・特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金） | 36 |
| ・通年雇用奨励金 | 37 |
| ・人材確保等支援助成金（中小企業基盤人材確保助成金） | 37 |
| ・人材確保等支援助成金（中小企業人材確保推進事業助成金） | 38 |
| ・人材確保等支援助成金（中小企業人材能力発揮奨励金） | 38 |
| ・試行雇用奨励金 | 39 |

若年者を雇用するときに

| 支 援 制 度 | ページ |
|----------------------------|-----|
| 相談・情報提供 | |
| ・北海道若年者就職支援センター(ジョブカフェ北海道) | 7 |
| 給付金 | |
| ・試行雇用奨励金 | 39 |
| ・試行雇用奨励金（技能継承トライアル雇用） | 39 |
| ・若年者等正規雇用化特別奨励金 | 40 |
| 委託事業 | |
| ・工業高校等実践教育導入事業 | 54 |

高齢者を雇用するときに

| 支 援 制 度 | ページ |
|---------------------|-----|
| 相談・情報提供 | |
| ・(社)北海道高齢・障害者雇用促進協会 | 5 |
| 給付金 | |
| ・試行雇用奨励金 | 39 |
| ・高齢者雇用開発特別奨励金 | 40 |
| ・定年引上げ等奨励金 | 48 |

障がい者を雇用するときに

| 支 援 制 度 | | ページ |
|----------------------------------|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| ・(社)北海道高齢・障害者雇用促進協会 | | 5 |
| 給付金 | | |
| ・ 試行雇用奨励金 | | 39 |
| ・ 障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金) | | 41 |
| ・ 精神障害者ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金 | | 41 |
| ・ 特例子会社等設立促進助成金 | | 42 |
| ・ 事業協同組合等雇用促進事業助成金 | | 42 |
| ・ 発達障害者雇用開発助成金 | | 43 |
| ・ 難治性疾患患者雇用開発助成金 | | 44 |

従業員を育成するときに

| 支 援 制 度 | | ページ |
|-----------------------------------|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| ・(財)北海道中小企業総合支援センター | | 1 |
| ・(独)雇用・能力開発機構北海道センター | | 4 |
| ・参入促進コーディネート事業 | | 9 |
| ・経営力強化・新分野進出支援人材育成事業 | | 10 |
| 研修・セミナー | | |
| ・生産管理技術強化支援事業 | | 16 |
| ・品質管理技術強化支援事業 | | 17 |
| ・食品産業人材育成・確保事業 | | 17 |
| ・北海道立工業試験場・北海道立食品加工研究センター等の技術支援等 | | 18 |
| ・「どさんこ塾」人づくり推進事業 | | 19 |
| ・現場力養成実践研修事業 | | 19 |
| ・能力開発セミナー(在職者訓練) | | 20 |
| ・電源地域振興センターの研修事業・販売促進事業 | | 21 |
| ・中小企業大学校旭川校の研修制度 | | 22 |
| 補助金 | | |
| ・中小企業の競争力の強化を図るための助成措置(北海道産業振興条例) | | 23 |
| ・建設業等経営革新補助金 | | 27 |
| ・地域企業立地促進等事業費補助金(ソフト補助金) | | 32 |
| 給付金 | | |
| ・試行雇用奨励金(技能継承トライアル雇用) | | 39 |
| ・キャリア形成促進助成金 | | 45 |
| 委託事業 | | |
| ・産学人材育成パートナーシップ事業 | | 54 |

介護分野での新サービスを行うときに

| 支 援 制 度 | | ページ |
|---------------------|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| ・(財)介護労働安定センター北海道支部 | | 6 |
| 給付金 | | |
| ・介護未経験者確保等助成金 | | 46 |
| ・介護労働者設備等整備モデル奨励金 | | 46 |
| ・介護基盤人材確保助成金 | | 47 |
| ・介護雇用管理制度導入奨励金 | | 47 |

労働環境を改善するときに

| 支 援 制 度 | | ページ |
|-------------------------------------|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| ・(社)北海道高齢・障害者雇用促進協会 | | 5 |
| ・(財)21世紀職業財団北海道事務所 | | 6 |
| ・地域雇用魅力創造支援事業(個別支援チームの支援) | | 11 |
| ・非正規労働者就業環境改善事業 | | 11 |
| 研修・セミナー | | |
| ・地域雇用魅力創造支援事業(ゼミナール開催) | | 21 |
| 補助金 | | |
| ・地域雇用魅力創造支援事業 | | 31 |
| 給付金 | | |
| ・定年引上げ等奨励金 | | 48 |
| ・中小企業雇用安定化奨励金 | | 49 |
| ・中小企業子育て支援助成金 | | 49 |
| ・両立支援レベルアップ助成金 | | 50 |
| ・育児休業取得促進等助成金(育児休業取得促進措置、短時間勤務促進措置) | | 51 |

雇用を守るために

| 支 援 制 度 | | ページ |
|------------------|--|-----|
| 給付金 | | |
| ・雇用調整助成金 | | 51 |
| ・中小企業緊急雇用安定助成金 | | 52 |
| ・残業削減雇用維持奨励金 | | 52 |
| ・派遣労働者雇用安定化特別奨励金 | | 53 |

目 次

| 相談・情報提供 | ページ |
|-----------------------------------|-----|
| (財)北海道中小企業総合支援センター | 1 |
| 中小企業・ベンチャー総合支援センター北海道 | 2 |
| 地域力連携拠点 | 2 |
| 新事業展開等支援窓口 | 3 |
| 中小企業早期再生支援窓口 | 3 |
| ハローワーク札幌 北海道地域共同就職支援センター | 4 |
| (独)雇用・能力開発機構北海道センター | 4 |
| (社)北海道高齢・障害者雇用促進協会 | 5 |
| (財)介護労働安定センター北海道支部 | 6 |
| (財)21世紀職業財団北海道事務所 | 6 |
| 北海道若年者就職支援センター(ジョブカフェ北海道) | 7 |
| マーケティングアドバイザー事業 | 8 |
| ベンチャー企業投資促進税制(エンジェル税制) | 8 |
| 参入促進コーディネーター事業 | 9 |
| 地域こだわり食品発掘総合支援事業 | 9 |
| 人材誘致推進事業 | 10 |
| 経営力強化・新分野進出支援人材育成事業 | 10 |
| 地域雇用魅力創造支援事業(個別支援チームの支援) | 11 |
| 非正規労働者就業環境改善事業 | 11 |
| 研修・セミナー | ページ |
| 創業アカデミー事業 | 12 |
| 創業フォローアップ事業 | 12 |
| 新事業展開等スタートアップアカデミー | 12 |
| 建設業新分野進出支援事業 | 13 |
| 首都圏ビジネス展開促進事業 | 13 |
| 企業立地促進等事業 | 14 |
| IT産業雇用確保・創出促進事業 | 16 |
| 生産管理技術強化支援事業 | 16 |
| 品質管理技術強化支援事業 | 17 |
| 食品産業人材育成・確保事業 | 17 |
| 北海道立工業試験場・北海道立食品加工研究センター等の技術支援等 | 18 |
| 「どさんこ塾」人づくり推進事業 | 19 |
| 現場力養成実践研修事業 | 19 |
| 能力開発セミナー(在職者訓練) | 20 |
| 地域雇用魅力創造支援事業(ゼミナール開催) | 21 |
| 電源地域振興センターの研修事業・販売促進事業 | 21 |
| 中小企業大学校旭川校の研修制度 | 22 |
| 補助金 | ページ |
| 中小企業の競争力の強化を図るための助成措置(北海道産業振興条例) | 23 |
| 北海道中小企業応援ファンド事業(地域資源活用型新産業創出支援事業) | 24 |
| 北海道中小企業応援ファンド事業(加速的創業促進支援事業) | 24 |
| 北海道中小企業応援ファンド事業(産業クラスター形成促進事業) | 25 |
| 北海道農商工連携ファンド事業 | 25 |
| 新連携支援事業 | 26 |
| 農商工等連携対策支援事業 | 26 |
| 建設業等経営革新補助金 | 27 |
| リサイクル産業創出事業費補助金 | 27 |
| 地域政策総合補助金(新産業創造事業) | 28 |

| 補助金 (つぎ) | ページ |
|------------------------------|-----|
| 中小企業地域資源活用プログラム | 29 |
| 企業立地を促進するための助成措置 (北海道産業振興条例) | 30 |
| 新一村一雇用おこし事業 | 31 |
| 地域雇用魅力創造支援事業 | 31 |
| 地域企業立地促進等事業費補助金 (ソフト補助金) | 32 |
| 電源過疎地域等企業立地促進事業 | 32 |
| 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 (F 補助金) | 33 |

| 給付金 | ページ |
|-------------------------------------|-----|
| 受給資格者創業支援助成金 | 34 |
| 高齢者等共同就業機会創出助成金 | 34 |
| 地域雇用開発助成金 (地域求職者雇用奨励金) | 35 |
| 地域雇用開発助成金 (地域求職者雇用奨励金 (中核人材用)) | 35 |
| 地域雇用開発助成金 (地域再生中小企業創業助成金) | 36 |
| 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金) | 36 |
| 通年雇用奨励金 | 37 |
| 人材確保等支援助成金 (中小企業基盤人材確保助成金) | 37 |
| 人材確保等支援助成金 (中小企業人材確保推進事業助成金) | 38 |
| 人材確保等支援助成金 (中小企業人材能力発揮奨励金) | 38 |
| 試行雇用奨励金 | 39 |
| 試行雇用奨励金 (技能継承トライアル雇用) | 39 |
| 若年者等正規雇用化特別奨励金 | 40 |
| 高齢者雇用開発特別奨励金 | 40 |
| 障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金) | 41 |
| 精神障害者ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金 | 41 |
| 特例子会社等設立促進助成金 | 42 |
| 事業協同組合等雇用促進事業助成金 | 42 |
| 発達障害者雇用開発助成金 | 43 |
| 難治性疾患患者雇用開発助成金 | 44 |
| キャリア形成促進助成金 | 45 |
| 介護未経験者確保等助成金 | 46 |
| 介護労働者設備等整備モデル奨励金 | 46 |
| 介護基盤人材確保助成金 | 47 |
| 介護雇用管理制度導入奨励金 | 47 |
| 定年引上げ等奨励金 | 48 |
| 中小企業雇用安定化奨励金 | 49 |
| 中小企業子育て支援助成金 | 49 |
| 両立支援レベルアップ助成金 | 50 |
| 育児休業取得促進等助成金 (育児休業取得促進措置、短時間勤務促進措置) | 51 |
| 雇用調整助成金 | 51 |
| 中小企業緊急雇用安定助成金 | 52 |
| 残業削減雇用維持奨励金 | 52 |
| 派遣労働者雇用安定化特別奨励金 | 53 |

| 委託事業 | ページ |
|------------------|-----|
| 産学人材育成パートナーシップ事業 | 54 |
| 工業高校等実践教育導入事業 | 54 |

| 融資制度 | ページ |
|-----------------------------|-----|
| 中小企業総合振興資金 (事業活性化資金・産業振興資金) | 55 |
| 設備資金貸付、設備貸与 | 56 |
| 新たんぼば資金 (新生ほっかいどう資金・ワイド融資) | 56 |

(財)北海道中小企業総合支援センター

(財)北海道中小企業総合支援センターでは、専門スタッフが創業から事業化、経営革新に至るまで、企業が抱えるあらゆる経営課題に応えるためのワンストップサービスを行います。

相談窓口
 創業者や中小企業者等の様々な相談に応じるため、相談窓口を開設しています。

| | 相談内容 | 開設日 | 相談料 |
|-----------------------|--|------------------------|-----|
| 総合相談 | 中小企業診断士等のスタッフが、起業や経営などに関するあらゆる相談に応えるほか、相談内容により、各種支援制度について適切なアドバイスをします。 | 月曜日～金曜日 9:00～17:00 | 無料 |
| 取引に関する相談 「下請かけこみ寺」 | 下請かけこみ寺相談員が、取引に関する様々な悩み等に対する相談に応じます。 | 毎週月曜、金曜日 9:00～17:00 | 無料 |
| 特許活用相談 | 特許導入を希望する企業に対し、特許流通アドバイザーが相談に応じます。 | 毎週火曜日 10:00～16:00 | 無料 |
| 経営・金融相談 | 北海道信用保証協会に関する経営・金融に関する相談に応じます。 | 毎月第4水曜日 10:00～16:00 | 無料 |
| 司法書士相談 | 会社法に関する相談や、会社登記、契約書の作成に関する相談に応じます。 | 毎月第2木曜日 13:00～16:00 | 無料 |
| 法律相談 | 日常の商取引等において生じた問題や、経営活動に係る法律上の問題について、弁護士会から派遣された弁護士が相談に応じます。 | 随時 要事前申込 | 無料 |

インターネットからも企業経営に関する相談を受け付けています。

専門家派遣事業
 経営力の向上、創業、再チャレンジ、事業承継を目指す中小企業者等に経営計画、情報化、マーケティング等の専門家を派遣し、中小企業者等が抱える個別的な課題に対し助言・支援を行います。

| | |
|---------|---|
| 対象者 | ・中小企業者等 |
| 派遣する専門家 | ・中小企業診断士、技術士、情報処理技術者、税理士、公認会計士等の有資格者 ・診断助言に必要な専門分野の知識、経験、実績を有する者 |
| 費用負担 | ・派遣に要する費用は無料です。 |

コンピュータ財務診断
 企業の収益性・生産性・健全性等をコンピュータにより分析し、中小企業診断士による補足コメントを付した財務診断報告書を作成します。

| | |
|--------|--|
| 対象者 | 建設業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、飲食店に属する中小企業者 |
| 報告書の構成 | 総合評価、収益性の分析、生産性の分析、健全性の分析、損益分岐点の分析、補足資料、中小企業診断士による補足コメント |
| その他 | ・費用負担 無料 ・作成期間 受付後1週間から10日程度 ・募集時期 随時 |

【ご利用方法】

- ・診断・助言の内容や日程などの関係により希望に添えない場合がありますので、まずは下記まで、お気軽にお問い合わせください。
- ・また、(財)北海道中小企業総合支援センターでは、上記の相談・アドバイスのほか各種支援事業、情報提供を行っています。詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

| | |
|--------------------|--------------------|
| (財)北海道中小企業総合支援センター | 011-232-2001(代表) |
| 道南支所 | 0138-34-2600(内597) |
| 道東支所 | 0155-38-8850 |

中小企業・ベンチャー総合支援センター北海道

経営革新・創業を目指す中小企業や株式公開までを視野に入れた中小企業に対して、経験豊富な専門家が経営・技術・財務・法務など中小企業の多様な課題に対して高度なコンサルティング等による支援を行います。

支援内容

| | |
|--------------|--|
| 窓口相談 | 経験豊富な専門家・アドバイザーが常駐して、中小企業の経営・技術に関してきめ細やかな窓口相談を行うほか、ベンチャー関連などの各種イベントにあわせて相談コーナーを設ける等の出張相談を行います。 また、電話や電子メールによる相談も受け付けています。 (相談はすべて無料) |
| 専門家継続派遣事業 | 経営・技術・財務・法律などの専門家を長期間継続して派遣し、特定の経営課題の解決に必要な実務知識・ノウハウ面からのアドバイスを行います。 (有料：専門家一人当たり16,700円/日) |
| 企業等OB人材派遣等事業 | 大手企業等のOB人材を短期集中的に中小企業に派遣し、特定の経営課題の解決に必要な実務知識・ノウハウ面からのアドバイスを行います。 (有料：専門家一人当たり8,000円/日) |
| 戦略的CIO育成支援事業 | ITを活用した経営戦略の策定・業務の実施手順の策定、ITの導入に係る課題の解決などの実務経験を有する者やIT活用に関する支援実績が豊富な中小企業診断士などがIT経営及びIT導入に関するアドバイスを行います。 また、アドバイスを通じて企業内にCIO候補者を育成します。 (有料：専門家一人当たり16,700円/日) |
| 情報提供 | 国・自治体等が行っている各種施策や制度に関する情報、ベンチャー・創業支援関連の公的支援制度に関する情報などを提供します。 |

【ご利用方法】

- 支援内容の詳細につきましては、中小企業基盤整備機構 北海道支部までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

中小企業基盤整備機構 北海道支部 経営支援課 011-738-1365

地域力連携拠点

中小・小規模企業の支援実績を有する機関が、中小企業診断士や税理士等の企業経営等のノウハウを持つ者を「応援コーディネーター」として配置し、窓口相談、巡回相談を通じて、企業が抱える課題の解決策の提示、フォローアップを総合的に実施します。

対象となる事業者

- 地域資源活用プログラム、農商工等連携等の支援制度を活用し、新商品・新サービスの開発・市場化に取り組む中小企業者など
- 廃業の危険性がある企業、開業希望者

主な支援内容

- IT（インターネット上で財務会計ソフトウェア等）を活用した経営管理、経営改善・革新、地域資源活用や農林漁業者との連携による新商品開発、販路開拓など経営力向上を目指す取り組みを支援。
- 創業、事業転換、廃業経験者の再起業（再チャレンジ）などを支援。
- 後継者難に悩む企業の事業承継を支援。

【ご利用方法】

- 支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済産業局産業部中小企業課 011-709-2311（内線2576）
もしくは各地域力連携拠点 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

新事業展開等支援窓口

新事業展開等に向け課題を有する企業に対し、インキュベーション・マネージャによる課題解決やプランニングづくり等の個別支援を行います。

対象者：新事業展開等をスタートするために、技術面や販路開拓など具体的な課題に取り組む企業

実施地域：道内6圏域（地域産業支援機関）

支援内容：新事業展開等に向けた課題解決、戦略づくり、プランニングづくり

【地域産業支援機関（インキュベーション・マネージャを配置している機関）】

| 圏域 | 設置機関 |
|--------|--------------------|
| 道南圏 | (財)函館地域産業振興財団 |
| 道央圏 | (財)室蘭テクノセンター |
| 道北圏 | (株)旭川産業高度化センター |
| オホーツク圏 | (社)北見工業技術センター運営協会 |
| 十勝圏 | (財)十勝圏振興機構 |
| 釧路・根室圏 | (財)釧路根室圏産業技術振興センター |

【ご利用方法】

・詳細については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局商工金融課 経営支援グループ 011-204-5333
 もしくは道内6圏域の地域産業支援機関 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

中小企業早期再生支援窓口

道内6圏域の地域産業支援機関に配置した再生支援マネージャが、地域の金融機関や国の中小企業再生支援協議会と連携して、経営の悪化した中小企業に対し、早い段階からの再生支援を行います。

【地域産業支援機関（中小企業再生支援マネージャを配置している機関）】

| 圏域 | 設置機関 |
|--------|--------------------|
| 道南圏 | (財)函館地域産業振興財団 |
| 道央圏 | (財)室蘭テクノセンター |
| 道北圏 | (株)旭川産業高度化センター |
| オホーツク圏 | (社)北見工業技術センター運営協会 |
| 十勝圏 | (財)十勝圏振興機構 |
| 釧路・根室圏 | (財)釧路根室圏産業技術振興センター |

【ご利用方法】

・経営状況に不安や心配をお持ちの経営者の方は、お気軽に下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局商工金融課 経営支援グループ 011-204-5333
 もしくは道内6圏域の地域産業支援機関 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

ハローワーク札幌 北海道地域共同就職支援センター

中小企業等の人材確保のためのコンサルティングやセミナーを実施します。

北海道地域共同就職支援センター

ハローワーク（北海道労働局）と北海道が共同で緊急の就職支援を行う中核的な拠点として設置され、中小企業等の人材確保の支援などを実施します。

- ・場 所 札幌市中央区北4条西5丁目1-4 三井生命札幌共同ビル3階
- ・利用時間 平日：午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日、年末年始は閉庁)

主な提供サービス

・人材確保・求人コンサルティング

本センターに配置したコンサルタント等が、創業などにより人材確保が必要な企業や、就業環境を改善し人材確保の円滑化を図る企業を対象として、企業のニーズに沿った充足プランの提案等を行います。

・人材確保戦略セミナー、雇用維持・確保等セミナー

企業の経営者・人事担当者を対象に人材確保のためのセミナー、雇用維持・確保に関するセミナーを実施します。

【ご利用方法】

- ・詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

ハローワーク札幌 北海道地域共同就職支援センター 011-233-3161

(独)雇用・能力開発機構北海道センター

雇用や能力開発に関する各種の相談・支援、各種助成金の支給等、職業能力開発促進センターにおける職業訓練を行います。

支援の対象者

- ・労働者の雇用管理改善等を行う事業主
- ・労働力の確保及び良好な雇用創出のための雇用管理改善等を行う中小企業事業主
- ・離職を余儀なくされる労働者の再就職援助措置を講じた事業主及び措置対象者を受け入れた事業主
- ・能力開発や職業訓練により職業能力の向上を目指す求職者

主な支援内容

- 1 労働力の確保及び良好な雇用機会の創出のための雇用管理改善等を行う事業主への支援
- 2 企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進を図る事業主への支援
- 3 職業能力の向上を目指す者や職業訓練受講を希望する者への職業訓練の実施
職業能力開発促進センター 道内4地域（札幌市、函館市、旭川市、釧路市）

【ご利用方法】

- ・詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

(独)雇用・能力開発機構北海道センター 011-640-8822

(社)北海道高齢・障害者雇用促進協会

高齢者及び障害者等の雇用促進と職業生活の向上に関して、相談・援助、研修・講習、啓発・広報活動、助成金の支給などを行います。

< 高齢者関係 >

支援の対象者

- ・ 定年延長や再雇用制度等の整備を図る事業主
- ・ 高齢者等の継続雇用に関して雇用管理改善の取組を行う事業主
- ・ 中高年齢者の雇入れを積極的に行う事業主
- ・ 高齢期の職業生活設計に係る助言、指導業務と研修、セミナー事業

主な支援内容

- ・ 高齢者等の雇用問題に関する啓発
- ・ 高齢者雇用を促進するための助成金の支給
- ・ 高齢者雇用アドバイザーによる企業の高齢者等の継続雇用の推進のための相談・援助
- ・ 事業主に対する雇用問題に関する相談、指導及び援助と各種研修・講習
- ・ 勤労者に対する職業能力開発のための講習

【ご利用方法】

- ・ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

(社)北海道高齢・障害者雇用促進協会 高齢者雇用支援部 011-204-9381

< 障害者関係 >

支援の対象者

- ・ 障害者の雇入れを積極的に行う事業主
- ・ 障害者の雇用継続に関して雇用管理改善の取組みを行う事業主

主な支援内容

- ・ 障害者の雇用問題に関する啓発
- ・ 障害者の雇入れや雇用継続を促進するための助成金の支給
(障害者作業施設設置等助成金、障害者介助等助成金、重度障害者等通勤対策助成金等)
- ・ 障害者雇用アドバイザーによる障害者の雇用と職場定着推進のための相談・援助
- ・ 障害者雇用に関する各種講習会

【ご利用方法】

- ・ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

(社)北海道高齢・障害者雇用促進協会 障害者雇用支援部 011-242-8581

(財)介護労働安定センター北海道支部

介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上、その他の福祉の向上に関する総合的な支援を行います。

支援の対象者

- ・ 介護の仕事につくことを希望する方、あるいは既に介護の仕事に携わっている方でより高度な介護業務を希望する方
- ・ 介護の仕事に携わる方を雇い入れた事業主、又は雇い入れた介護労働者の雇用管理改善を行う事業主

主な支援内容

- 1 介護労働講習
 - (1) 能力開発コース(短期専門コース)
介護支援専門員実務研修受講試験準備講習、介護福祉士試験準備講習など
 - (2) 介護職員基礎研修課程
ハローワークで雇用保険の給付を受けており、介護関係の仕事を希望する方等で、将来は介護福祉士を目指す講習
- 2 介護労働者を雇い入れた事業主、雇い入れた者の教育訓練・雇用管理改善及び、雇用環境の改善を図る事業主に対しての助成金を支給

【ご利用方法】

- ・ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

(財)介護労働安定センター北海道支部

011-219-3157

(財)21世紀職業財団北海道事務所

女性労働者、育児又は介護を行う労働者及び短時間労働者の能力発揮のための雇用管理の改善、労働者の仕事と生活の両立などに関する支援を行います。

支援の対象者

女性労働者、子の養育又は家族の介護を行う労働者及び短時間労働者の能力発揮のための雇用管理の改善、労働者の仕事と生活の両立のための支援等を行う事業主

主な支援内容

- 1 仕事と育児・介護との両立支援
ファミリー・フレンドリー・サイト(仕事と家庭の両立のしやすさ診断サイト)
両立支援についての情報提供(両立支援のひろば、男性の育児参加応援サイト、フレーフレーネット)
育児・介護雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)の支給
- 2 パートタイム労働者の雇用管理の改善
パートタイム労働に関する情報提供・相談
パートタイマー活躍度診断サイト
短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給
- 3 女性の活躍推進の支援
ポジティブ・アクション実践研修
女性の活躍推進状況の診断
セクシュアルハラスメント防止セミナー
セクシュアルハラスメント相談担当者セミナー(有料)
職場におけるセクシュアルハラスメント防止従業員研修への講師派遣(有料)

【ご利用方法】

- ・ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

(財)21世紀職業財団北海道事務所

011-707-6198

北海道若年者就職支援センター（ジョブカフェ北海道）

概ね35歳程度までの方を対象に、カウンセリングやセミナーなどの就職支援サービスをワンストップで提供しています。

また、中小企業の魅力発信や人材確保を支援するため、セミナーや合同企業説明会などを実施しています。

所在地、利用時間

- ・場所 札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル7階
- ・利用時間 平日：午前9時～午後7時
土曜：午前10時～午後5時（日曜、祝祭日、年末年始は休館）

提供サービス

| 主なサービスメニュー | 内 容 |
|-----------------------|---|
| 求人情報の発信 | ジョブカフェ北海道のホームページで、ジョブカフェパートナーズの求人情報を発信するほか、施設内でも開架しています。 |
| 企業セミナー | 求人企業の採用担当者が講師となり、若者に企業や業界の魅力などを直接説明するセミナーを開催しています。 |
| 企業向けセミナー | 企業の採用担当者を対象に、人材確保や育成をテーマとしたセミナーを開催しています。また、新入社員や若手社員を対象としたビジネスマナー研修も実施しています。 |
| 定着支援・交流セミナー | 入社後3年以内の者を対象に、職場でのコミュニケーション能力向上などをテーマとしたセミナーを開催し、若手従業員の職場定着を支援しています。 |
| 合同企業説明会 （ジョブカフェスタ） | 求人企業と若者とのマッチングの場として、合同企業説明会を開催しています。また、ジョブカフェ北海道を会場とし、5社程度が参加するミニ合同企業説明会も開催しています。 |
| 若年求職者向け事業 | 相談者のスキルや経験、適性を見極め、就業に至る道筋を示すためのカウンセリングや自己分析、自己PR、面接マナーなどのセミナーを実施し、若年者の就業を支援しています。 |

「ジョブカフェパートナーズ」とは、ジョブカフェ北海道の活動にご賛同・ご協力いただける企業です。ジョブカフェパートナーズとして登録いただきますと、上記のサービスの提供を受けることができます。なお、登録及び各サービスの提供は無料です。

【ご利用方法】

- ・ジョブカフェ北海道にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道若年者就職支援センター（ジョブカフェ北海道） 011-209-4510
ホームページ <http://www.jobcafe-h.jp/>

マーケティングアドバイザー事業

「北海道どさんこプラザ」事業の一環として、首都圏と札幌市にマーケティングアドバイザーを配置し、道内の中小企業等からの商品開発・マーケティング活動等に関する相談に対して助言等を行います。

支援の内容

新製品の開発や市場ニーズの把握、販売促進計画の企画・立案など、企業等のマーケティング活動に関して、マーケティングアドバイザーが助言・指導を行います。

アドバイスの方法

面談・電話・FAXなど、ご要望に応じ、アドバイザーとも相談のうえ決定します。また、講演会等の講師として依頼することも可能です。

費用

アドバイスを受けること自体は無料です。
ただし、自社に来てもらうなどアドバイザーに旅行を依頼する場合や、講演を依頼する場合などには、旅費や謝金などが必要になります。

【ご利用方法】

- ・「マーケティング支援依頼書」を商業経済交流課に提出。
「マーケティング支援依頼書」は商業経済交流課HPからダウンロードできます。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/skk/marke/adviser.htm>
- ・道は、依頼者の内容に基づき、「北海道どさんこプラザ受託者」と連絡し、適当と認められるアドバイザーの助言が行われるよう調整し、日程や相談方法等について結果を企業に通知します。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局商業経済交流課 マーケティング支援グループ 011-204-5340

ベンチャー企業投資促進税制（エンジェル税制）

ベンチャー企業投資促進税制（エンジェル税制）の利用などの相談について受け付けます。

ベンチャー企業投資促進税制

特定の要件を満たすベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して、所得税減税を行う制度です。

ベンチャー企業へ投資した年に受けられる所得税減税

以下のAとBの優遇措置のいずれかを選択できます。 優遇措置Aは平成20年4月1日以降の投資が対象

- ・優遇措置A：(ベンチャー企業への投資額 - 5,000円) を、その年の総所得金額から控除
控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方。
- ・優遇措置B：ベンチャー企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除
控除対象となる投資額の上限なし。

未上場ベンチャー企業株式を売却した年に受けられる所得税減税（売掛損失が発生した場合）

未上場ベンチャー企業株式の売却による生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できるだけでなく、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）ができます。

【ご利用方法】

- ・詳しくは、下記までお問い合わせ下さい

【問い合わせ先】

北海道経済産業局地域経済部新規事業課 011-709-2311（内線2584）
ホームページ http://www.hkd.meti.go.jp/hokid/support_station/angel.htm

参入促進コーディネーター事業

道内の中小企業等を対象に、その企業が抱える問題や課題を洗い出し、解決に向けた指導・助言を行う「ものづくりQCD対応力強化コーディネーター」を派遣します。

対象となる企業

次のいずれかに該当する道内の中小企業等が対象となります。

競争力を高めるため、品質(Q)・コスト(C)・納期(D)の対応力強化に意欲のある企業

新たな受注確保に向けて、加工組立型産業への参入に意欲のある企業

ものづくりQCD対応力強化コーディネーターのご紹介

- ・二村 富男(にむら とみお)
新明工業(株)北海道工場技術顧問、元トヨタ自動車北海道(株)技監
- ・山本 孝(やまもと たかし)
道都大学経営学部教授、元ダイハツ工業(株)経営企画部長
- ・森永 文彦(もりなが ふみひこ)
酪農学園大学教授、元(社)北海道商工指導センター工業診断部長
- ・伊藤 孝(いとう たかし)
伊藤経営コンサルタント事務所代表、中小企業診断士
- ・町田 輝史(まちだ てるふみ)
日本工業大学教授、室蘭工業大学客員教授
- ・東峰 秀生(とうみね ひでお)
(株)アイライン顧問、元パナソニックエレクトロニクスジャパン(株)購買課長
- ・源津 憲昭(げんつ のりあき)
(株)丸工ム製作所営業部アドバイザー、元松下電器産業(株)ビデオ開発部門参事
- ・宮城 一裕(みやぎ かずひろ)
三和工業(株)代表取締役、元日産自動車(株)実験課長

【ご利用方法】

- ・随時申込を受け付けておりますので下記の問い合わせ先までご連絡ください。
詳細についてご説明いたします。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局産業振興課 自動車・電気電子グループ
URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgs/index>

011-204-5226

地域こだわり食品発掘総合支援事業

地域の魅力ある食材等を活用した「地域こだわり食品」の発掘等を行うとともに、商品開発から販路拡大までの一貫した支援を行います。

支援の内容

- 1 食品相談会等
「地域こだわり食品」の発掘等を行うとともに、食品相談会、試食評価会、パッケージデザイン相談会を開催。
- 2 テスト販売等
「北海道どさんこプラザ」におけるテスト販売、道外での展示商談会への出展。

対象企業等

道内の食料品製造業者、事業協同組合、農協、漁協等

対象製品

地域の魅力ある食材等を活用した既存の加工食品や新たに企画・開発し、商品化又は改善等を検討している加工食品等

【ご利用方法】

- ・募集時期等詳細については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局産業振興課 食品産業振興グループ 011-204-5337
支庁商工労働観光課 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

人材誘致推進事業

道外在住の高い能力・豊かな経験を持った方々が、情報処理をはじめとする各種技術や事務、営業、販売など自分の得意分野での求職登録を行い、道内企業からの求人を待っています。企業の皆様は、求人希望登録をしていただくことにより、このような人材を確保することが期待できます。

求人希望登録の概要

- ・毎月、電子メールで道外のU・Iターン希望者の専門的知識や資格・免許などをご紹介します。「U・Iターン求職者情報」をお届けします。

登録者の内訳（2009年3月末現在）

コンピュータ関係技術者61人、機械関係技術者53人、電気・電子関係技術者24人、土木・建築関係技術者22人、他の技術者25人、研究職35人、専門職29人、管理職13人、総務・経理事務80人、販売・営業等67人、その他28人・・・計437人

なお、「U・Iターン求職者情報」の中に面接したいU・Iターン希望者がいた場合には、ハローワーク北海道地域共同就職支援センター内「U・Iターンサポートデスク札幌」を通じ、「御社への応募の意志」を確認することができます。

- ・登録した求人データは、道外のU・Iターン希望者に「U・Iターン求人情報」として毎月、電子メールで提供されます。

求人希望登録の対象者

- ・道内に所在する事業所であることが必要です。

【ご利用方法】

- ・ハローワーク札幌 北海道地域共同就職支援センター内「U・Iターンサポートデスク札幌」では、企業からのU・Iターン採用に関する相談やU・Iターン求人の申込みを受け付けておりますので、是非ご利用ください。また、お電話での相談や郵送による登録も受け付けておりますので、お気軽にお電話ください。

所在地等 〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目三井生命札幌共同ビル2F
ハローワーク札幌 北海道地域共同就職支援センター内
「U・Iターンサポートデスク札幌」
TEL:011-242-8644 FAX:011-242-8633

- ・利用時間 平日 / 8時30分から17時00分まで(土曜日・日曜日・休祝日・年末年始は休み)
- ・本事業についての詳細は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部労働局人材育成課 産業人材支援グループ 011-251-3896

経営力強化・新分野進出支援人材育成事業

道内建設業者の新分野進出のための技能・技術者の育成や、経営力強化のための技術力向上など、企業の人材育成を支援します。

対象となる事業者

新分野進出や経営力強化のニーズを有する建設業者

支援の内容

- ・人材育成の専門家を企業に派遣し、コンサルティングを実施します。
- ・コンサルティングの実施結果に基づき、企業ニーズに応じた職業訓練プランを作成します。

費用
無料

【ご利用方法】

- ・本制度の支援を受けたい方は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道職業能力開発協会 011-825-2385

地域雇用魅力創造支援事業(個別支援チームの支援)

慢性的な人手不足にありながら、具体の改善方策が定まらない事業者等を対象に、道や地域の関係機関、各種専門家からなる個別支援チームが改善方策の検討・提案等を行います。

支援対象者
主に慢性的な人手不足にある事業者やその団体等

個別支援チームの支援
道や地域の関係機関等で構成され、各支庁に設置されている「地域雇用おこし戦略会議」が、中小企業診断士、社会保険労務士、経営コンサルタント等の「専門家」を招へいの上、個別に助言や情報提供等の支援を実施。

費用
無料

【ご利用方法】
・詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
北海道経済部労働局雇用労政課 雇用開発グループ 011-204-5349
支庁商工労働観光課 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

非正規労働者就業環境改善事業

非正規労働者の均衡処遇の確保や正規労働者への転換制度の導入を推進する団体及びその構成企業に、労務管理の専門家を派遣し、指導・助言を行います。

派遣対象団体・企業
非正規労働者が多く、均衡処遇等の推進に積極的に取り組む意欲のある業界団体、及びその構成企業

費用
無料

【ご利用方法】
・本制度の支援を受けたい方は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
北海道経済部労働局雇用労政課 労働福祉グループ 011-204-5354

創業アカデミー事業

シニア層・女性・再チャレンジする人等の創業希望者・創業者を対象に、創業及び創業後の経営安定化に必要なノウハウを習得していただく研修会を開催します。

支援の対象者

シニア層・女性・再チャレンジする人等の創業希望者・創業者

支援の内容

「応用課程」

- ・対象者：シニア層・女性・再チャレンジ等で創業を予定している方など
- ・内容：経理、税務、販売などの専門的知識を習得
- ・開催地：道内3地域（定員各15名）
- ・受講料：5,000円（定員各15名）

「女性課程」

- ・対象者：女性で創業を予定している方など
- ・内容：ビジネスプランの作成、経理、税務、販売などの専門的知識を習得
- ・開催地：道内3地域（定員各15名）
- ・受講料：5,000円

【ご利用方法】

- ・開催の時期・会場など詳細については、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興担当部

011-232-2402

創業フォローアップ事業

過去に道（北海道中小企業総合支援センター）の支援制度を利用された創業後3年以内の創業者を訪問し、経営上の課題解決に向けたフォローアップを実施します。

支援の対象者

概ね創業後3年目までの事業者

支援の内容

過去に道（北海道中小企業総合支援センター）の支援制度を利用された創業後3年以内の創業者を北海道中小企業総合支援センターの職員が訪問し、経営上の課題解決に向けたフォローアップを実施します。

【問い合わせ先】

財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興担当部

011-232-2402

新事業展開等スタートアップアカデミー

新事業展開等に向けたビジネスプラン作成等の実践的なトレーニング（研修）を実施します。

対象者： 中小企業者

実施地域： 道内4地域（予定）

実施内容： ビジネスプラン作成に必要な講義・作成演習

【ご利用方法】

- ・開催の時期及び受講料等については、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局商工金融課 経営支援グループ 011-204-5333
支庁商工労働観光課 巻末の問い合わせ一覧をご覧ください。

建設業新分野進出支援事業

新分野進出を模索・検討している建設企業等を対象に、進出分野の見極めやマーケティング力向上など新分野進出に向けた建設業特有の課題に対応した戦略研究のためのセミナーを開催します。
また、「新分野進出優良建設企業表彰」受賞企業等の事例発表会により、先行企業の優れた取組を紹介します。

事業内容

| 事業区分 | 事業内容 | | | | | | |
|------------------------|---|------|------------------------|------|-------|------|-------------------------|
| 1 建設業新分野進出ステップアップ・セミナー | <p>模索・検討中の企業の進出を加速するため、進出分野の見極めやマーケティング力向上などの建設業特有の課題に対応した戦略研究のためのセミナーを開催。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業対象</td> <td>新分野進出を模索・検討中の建設企業の経営者等</td> </tr> <tr> <td>実施地域</td> <td>道内6地域</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>進出分野研究、マーケティング研究、地域連携研究</td> </tr> </table> | 事業対象 | 新分野進出を模索・検討中の建設企業の経営者等 | 実施地域 | 道内6地域 | 実施内容 | 進出分野研究、マーケティング研究、地域連携研究 |
| 事業対象 | 新分野進出を模索・検討中の建設企業の経営者等 | | | | | | |
| 実施地域 | 道内6地域 | | | | | | |
| 実施内容 | 進出分野研究、マーケティング研究、地域連携研究 | | | | | | |
| 2 優良事例発表会 | 「新分野進出優良建設企業表彰」受賞企業等の事例発表会を開催し、先行企業の優れた取組を紹介。(札幌市、1回) | | | | | | |

【ご利用方法】

・次にお問い合せください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局商工金融課 経営支援グループ 011-204-5332
支庁商工労働観光課 巻末の問い合わせ一覧をご覧ください。

首都圏ビジネス展開促進事業

製品の改善などのアドバイスや首都圏企業とのマッチングの場を提供することにより、売れるIT商品開発を支援し、新規顧客の開拓を図ります。

支援の対象者

独自技術等の強みを有する道内の小規模IT企業

事業の概要

- ・マーケティング戦略検討会
製品等の改善、販売展開、技術提携の方向性など、商談会に即応した販売力向上に直結する実践的な助言を行う。
 - ・場所：道内又は首都圏
 - ・内容：道内IT企業の販路開拓に協力可能な首都圏企業等による助言
- ・ビジネスマッチング
マーケティング戦略検討会で受けた助言を活用し、見込み顧客とのマッチングを通じて、販売先の獲得や技術提携等につなげる。
 - ・場所：首都圏
 - ・内容：首都圏企業の見込み顧客に対するプレゼンテーション・商談会

募集期間

平成21年7～8月

【ご利用方法】

・詳しい要件については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局産業振興課 地域産業支援グループ TEL 011-204-5311

企業立地促進等事業

1. 新工法・新技術提案力強化事業

今後、市場拡大が見込まれる環境技術分野に対する地場企業の新工法・新技術提案力の強化に向けた部品の構造研修会や技術相談会を開催し、地場企業の自動車・電気電子等の加工組立型工業への参入を促進します。

具体的なスケジュールについては、決定次第、道庁産業振興課のホームページ及び北海道自動車産業集積促進協議会のメールニュースでお知らせいたします。

利用対象者：道内のものづくり企業

【ご利用方法】

・下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局産業振興課 自動車・電気電子グループ
URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgs/index>

011-204-5226

2. プレス加工技術

工業試験場では、自動車産業への参入意欲を持つプレス関連企業に呼びかけ「北海道プレス加工研究会」を平成19年10月に設立しました。

工業試験場で導入したサーボプレス機を用いて、参加企業への自動車産業参入に必要な高度なプレス加工の実用化技術の移転を行っています。

開催内容：

| 回 | 日時 | 内容 |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 2009.05.25 | 「プレスによる変形流動接合技術」(演習有) 元東京都立産業技研主任研究員 佐々木 武三氏 |
| 第2回 | 2009.06.18 | 「サーボプレスと高付加価値加工事例」(演習有) (株)アマダ プレス事業部 坂口 稔氏 |
| 第3回 | 2009.07.27 | 「プレス金型の設計と製作工程の基礎知識」(演習有) 日本工業大学 教授 町田 輝史氏 |
| 第4回 | 2009.08.31 | 「最適生産システムとプレス加工工程」(演習有) 日本工業大学 教授 町田 輝史氏 |
| 第5回 | 2009.09.28 | 「サーボプレスおよび局部加熱プレス成形」(実習有) 日本工業大学 教授 町田 輝史氏 |
| 第6回 | 2009.11.30 | 「北海道プレス加工の展開に向けて」 日本工業大学 教授 町田 輝史氏 |

利用対象者：道内のプレス・金型メーカー

募集定員・参加要領(21年度)：

- ・プレス・金型メーカー等10～15社(20名程度)
- ・参加無料
- ・5月25日開講

【ご利用方法】

- ・下記の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・平成21年度の参加企業の募集は5月で終了しましたが、ご興味があるテーマがありましたらご連絡ください。

【問い合わせ先】

北海道立工業試験場 製品技術部 生産システム科(鶴谷、飯田)

住所：〒060-0819 札幌市北区北19条西11丁目

011-747-2964

URL : <http://www.hokkaido-iri.go.jp/index.htm>

3. 鋳造技術

製品の品質向上や方案設計の効率化への取り組み意欲を持つ道内鋳造企業を対象に、工業試験場で導入した鋳造CAEシステムを用いて、高度鋳造技術に関する技術開発・蓄積を行います。鋳造メーカーが参加する研究会等と連携しながら技術移転を行います。

開催内容：

| 回 | 日時 | 内容 |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 2009.07月上旬 | 鋳造CAE演習 「鋳造CAEによる湯流れ解析(重力鋳造・ダイカスト)」 |
| 第2回 | 2009.08月上旬 | 講演会「Mg合金の鋳造と加工」 産総研 中部センター 三輪 謙治 氏 |
| 第3回 | 2009.09下旬 | 鋳造CAE演習 「鋳造CAEによる凝固解析(引け巣欠陥予測)」 |
| 第4回 | 2009.10中旬 | 鋳造CAE演習 「鋳造試験による解析結果の検証」 |
| 第5回 | 2009.12月上旬 | 講演会「環境に配慮した鋳物製造技術」 関西大学 工学部 教授 小林 武 氏 |
| 第6回 | 2010.01下旬 | 鋳造CAE演習 「鋳造解析利用事例報告会」 |
| 第7回 | 2010.03月上旬 | 講演会「ADSTEFAN活用事例」 茨城日立情報サービス(株) 瀬ヶ沼 茂行 氏 |

利用対象者：道内の鋳物メーカー

募集定員：鋳物メーカー等10社程度

【ご利用方法】

・下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

北海道立工業試験場 製品技術部 製造技術科(戸羽)
住所：〒060-0819 札幌市北区北19条西11丁目 011-747-2972
URL：<http://www.hokkaido-iri.go.jp/index.htm>

4. 品質工学(タグチメソッド)

タグチメソッドは、製品の開発設計段階でのコストやトラブルの削減、期間の短縮、品質の向上のための新しいアプローチ手法で、日本のみならず世界各国で注目されています。本研修会では、タグチメソッドの基本技術の習得を行います。

開催内容：

| 回 | 日時 | 内容 |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 2009.06.05 | 「タグチメソッドの概要」 (有)増田技術事務所 増田 雪也 氏 |
| 第2回 | 2009.08下旬 | 「機能性評価とパラメータ設計について」 宮城教育大学 教授 小野 元久 氏 |
| 第3回 | 2009.10中旬 | 「トヨタ自動車におけるタグチメソッド」 トヨタ自動車(株) 田中 公明 氏 |
| 第4回 | 2009.12月上旬 | 「米国におけるタグチメソッドの動向」(未定) American Supplier Institute Inc. 田口 伸 氏 |
| 第5回 | 2010.02月上旬 | 「MTシステムの最新動向」 (株)アングルトライ 手島 昌一 氏 |

利用対象者：道内のものづくり企業

募集定員：道内のものづくり企業20名程度

【ご利用方法】

・下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

北海道立工業試験場 製品技術部 生産システム科(神生、飯田)
住所：〒060-0819 札幌市北区北19条西11丁目 011-747-2379
URL：<http://www.hokkaido-iri.go.jp/index.htm>

IT産業雇用確保・創出促進事業

離職したIT技術者を対象に、資格取得等支援や道内地域企業への派遣を行うとともに、道内IT企業等への就職を支援します。

支援の対象者

一定のITスキルを有し、道内地域への再就職を目指す離職者

事業の概要

- ・事業説明会
IT離職者向け説明会（札幌、東京）の開催
- ・研修・試験
ITコーディネーター資格取得の支援
- ・派遣事業
IT離職者を地域企業に派遣し、コンサルタントを実施
- ・雇用の斡旋
地域企業、団体等への雇用の斡旋

募集期間

平成21年6月

【ご利用方法】

- ・詳しい要件については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局産業振興課 地域産業支援グループ TEL 011-204-5311

生産管理技術強化支援事業

コスト改善や納期短縮等に必要となる生産管理技術の強化を図るため、トヨタ自動車北海道(株)の協力を得て、道立工業試験場が「トヨタ生産方式」に関する少人数による現場実践を中心とするセミナーを開催し、生産現場のカイゼンを促進します。
トヨタ自動車北海道(株)、道立工業試験場から直接指導を受けることができます。

具体的なスケジュールについては、決定次第、道庁産業振興課のホームページ及び北海道自動車産業集積促進協議会のメールニュースでお知らせいたします。

利用対象者：道北圏（予定）の基盤技術産業等に属する中小企業

参加定員

- ・5社程度（実習場所の工場に参加者が集まり、改善実習を実施）

【ご利用方法】

- ・下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局産業振興課 自動車・電気電子グループ
URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgs/index>

011-204-5226

品質管理技術強化支援事業

発注側企業の求める品質(Quality)、コスト(Cost)、納期(Delivery)への対応力を強化するため、実践的なゼミ等を開催し、地場企業の量産対応に必要な品質技術の向上を図ります。

具体的なスケジュールについては、決定次第、道庁産業振興課のホームページ及び北海道自動車産業集積促進協議会のメールニュースでお知らせいたします。

利用対象者：道内のものづくり企業

【ご利用方法】

・下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局産業振興課 自動車・電気電子グループ
URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgs/index>

011-204-5226

食品産業人材育成・確保事業

付加価値の高い商品開発や生産性の向上を担う優秀な人材の育成・確保を図るため、経営者、生産管理責任者、技術者などを対象にしたセミナーや養成講座を開催します。

事業の内容

【食の安全・安心セミナー】

食品企業の経営者等を対象に、企業倫理の確立、コンプライアンス意識の徹底など、食の安全・安心に焦点を当てた安全・安心セミナーの開催。

【生産管理技術導入トレーニング・ゼミ】

食品企業の工場長など現場責任者を対象に、生産工程のムダ・ロスの削減、品質の改善などをテーマにゼミを開催。

【食品技術者養成講座】

食品企業の技術者等を対象に、消費者ニーズに対応した付加価値の高い新製品開発、製造技術、マーケティングなどをテーマに講座を開催。

【ご利用方法】

・開催時期など詳細については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局産業振興課 食品産業振興グループ

011-204-5337

北海道立工業試験場・北海道立食品加工研究センター等の技術支援等

道立工業試験場、道立食品加工研究センター、道立工業技術センター、道立オホーツク圏地域食品加工技術センター及び道立十勝圏食品加工技術センターでは、道内企業等の技術的課題の解決に向けて技術相談などを行うとともに、新製品・新技術の開発などを共同研究や依頼試験分析などにより支援しています。

技術支援等

| 支援事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 技術相談 (無料) | 研究職員が道内企業等の技術的課題や新製品・新技術開発など、各種相談に応じます。 |
| 現地技術支援 所内技術支援 (無料) | 研究職員が道内企業等を訪問し、技術的課題の解決に向けて助言します。 工業試験場等の所内において、道内企業等の技術者や研究者等を受け入れ、技術指導などを行います。 |
| 技術開発派遣指導 (有料：1日15,200円) 【工業試験場のみ】 | 研究職員を道内企業等に中長期間（21日以上）有料で派遣し、新製品・新技術の開発などを支援します。 |
| 技術研修生の受入 (無料) | 道内企業等の技術者や研究者を研修生として受け入れ、技術の習得を図ります。 |
| 試験設備、機器の開放 (有料) | 工業試験場等の各種の設備や加工機械、測定機器、分析機器などを有料で道内企業等の利用に供します。 |
| 依頼試験・分析 (有料) | 道内企業等の依頼を受け、有料で試験、分析、測定などを行います。 |

【ご利用方法】

・詳しくは、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道立工業試験場 技術支援センター 技術支援課

住所：〒060-0819 札幌市北区北19条西1丁目 TEL：011-747-2348

URL：<http://www.hokkaido-iri.go.jp/>

北海道立食品加工研究センター 企画調整部 相談指導科

住所：〒069-0836 江別市文京台緑町589番地4 TEL：011-387-4115

URL：<http://www.foodhokkaido.gr.jp/>

北海道立工業技術センター

住所：〒041-0801 函館市桔梗町379番地 TEL：0138-34-2600

URL：<http://www.techakodate.or.jp/center/>

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター

住所：〒090-0008 北見市大正353-19 TEL：0155-37-8383

URL：<http://foodhotuku.jp/>

北海道立十勝圏食品加工技術センター

住所：〒080-2462 帯広市西22条北2丁目23-10 TEL：0157-36-0680

URL：<http://homepage2.nifty.com/t-center/>

「どさんこ塾」人づくり推進事業

地域を支える産業を担うチームリーダー・従業員等の人材を対象に、各地域の実情やニーズに応じた、きめ細やかなオーダーメイド型の人材育成研修を実施します。

研修の概要

| 区 分 | 内 容 |
|-------|----------------------|
| 研修対象者 | 在職者（経営者や自営業者の方も含みます） |
| 研修コース | チームリーダー層向け、従業員層向け |
| 研修定員 | 140人（1コース20人×7支庁） |
| 研修時間 | 標準20時間 |
| 実施主体 | 支庁 |

【ご利用方法】

- ・本研修についての詳細は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部労働局人材育成課 産業人材支援グループ 011-204-5098

現場力養成実践研修事業

現場技術者・技能者を対象に、道立高等技術専門学院において工業試験場や先進企業等の技術研究・開発などの高度なノウハウ等を習得する実践研修を実施します。

研修の概要

| コース名 | 実施学院 | 研修人数 | 内 容 |
|------|---------------|-----------------------|--|
| 電子系 | 札幌 | 10名 (10名×1コース) | ・組込みソフトウェアについて、設計、実装までの開発の流れについて習得します。 |
| 機械系 | 札幌・室蘭 | 20名 (10名×1コース×2学院) | ・切削・研削加工、金型など、機械加工法の知識と技術を習得します。 |
| 金属系 | 札幌・室蘭・ 苫小牧 | 30名 (10名×1コース×3学院) | ・TIG溶接技術等、溶接技術に必要な知識、施工法を習得します。 |
| 電気系 | 苫小牧 | 10名 (10名×1コース) | ・工場設備のメンテナンスに必要な電気工事技術や工場・生産設備の自動化に不可欠なシーケンス制御技術について習得します。 |
| 合 計 | | 70名（7コース） | ・各コースとも30時間を標準とします。 |

【ご利用方法】

- ・本研修についての詳細は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部労働局人材育成課 産業人材支援グループ 011-204-5098

能力開発セミナー（在職者訓練）

在職労働者の職業能力の向上を図るため、道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校が各地に訓練担当者を派遣し、能力開発セミナーを実施します。

平成21年度「能力開発セミナー」実施計画（77コース）

| 学院名 | 訓練科目 | 日程(予定) | 内 容 | 実施地 | 備 考 |
|------|-----------------|-------------|-------------|--------------|-------|
| 札幌 | 観光ビジネス科 | 5.13～5.14 | 食の安心・安全 | 札幌市 | 建設業向け |
| | 情報システム科(2コース) | 6、9月 | パソコン実務 | 岩内町 | |
| | ビジネス科 | 9月 | ビジネスマナー研修 | 滝川市 | |
| | OAビジネス科(2コース) | 10、11月 | エクセル研修等 | 滝川市 | |
| | ブロック施工科 | 7.4～7.5 | ブロック施工 | 札幌市 | |
| | 築炉科 | 7.11～7.12 | 築炉施工 | 札幌市 | |
| | 型枠施工科 | 1.16～1.17 | 型枠施工 | 札幌市 | |
| 函館 | IT情報科 | 6.1～6.9 | ファイル管理等 | 函館市 | 建設業向け |
| | 機械設計科 | 7.2～7.13 | 設計製図 | 函館市 | |
| | CAD製図科 | 9.7～9.16 | CAD基礎 | 函館市 | |
| | ウェブデザイン科 | 10.6～10.23 | ホームページ作成 | 函館市 | |
| | 観光ビジネス科 | 11.16～11.20 | 中国語会話 | 七飯町 | |
| | 建築CAD科 | 12.7～12.22 | 建築製図 | 函館市 | |
| | 建築大工科 | 1.12～3.10 | 1級技能士受験対策 | 函館市 | |
| 旭川 | OA事務科(3コース) | 5、6、7月 | ワード・エクセル初級等 | 名寄市 | 建設業向け |
| | OAシステム科 | 9.7～9.10 | パソコン応用 | 留萌市 | |
| | 接客サービス科 | 3.15～3.16 | 接客・接遇 | 士別市 | |
| | 木工科 | 6月 | 2級技能検定対策 | 旭川市 | |
| | 木造建築科 | 12.5～12.6 | 2級技能検定対策 | 旭川市 | |
| 稚内分校 | 観光ビジネス科 | 4.13～4.14 | 接客・接遇 | 稚内市 | 建設業向け |
| | 配管科(6コース) | 5、6、9月 | ガス溶接、アーク溶接 | 利尻町、礼文町 | |
| | 自動車整備科 | 7.22～9.7 | 2級ディーゼル | 稚内市 | |
| | 介護サービス科 | 8.18～10.1 | 介護福祉 | 稚内市 | |
| | OA事務科(3コース) | 9、10月 | 機器操作、HP作成 | 稚内市、礼文町、浜頓別町 | |
| 北見 | パソコン初級科 | 5.13～5.22 | パソコン基礎 | 北見市 | 建設業向け |
| | IT初級・中級科(4コース) | 6、7、9、10月 | エクセル基礎・応用 | 北見市、美幌町 | |
| | 自動車整備科(3コース) | 7、9、10月 | 1級整備士基礎・実践 | 北見市、遠軽町 | |
| | パワーポイント専科(2コース) | 8、1月 | パワーポイント導入編 | 北見市、美幌町 | |
| | イラストレータ初級科 | 8.17～8.21 | イラストレータ基礎 | 北見市 | |
| | ホームページ専科 | 8.24～8.28 | ホームページ基礎 | 北見市 | |
| | CAD科 | 9.28～10.2 | JW-CAD | 北見市 | |
| 網走 | ビジネス科(2コース) | 5、10月 | ビジネスキャリア | 網走市 | 建設業向け |
| | OA事務科(3コース) | 6、7月 | パソコン会計初級 | 網走市、大空町、斜里町 | |
| | 自動車整備科 | 9.1～9.4 | 2級整備士対応 | 網走市 | |
| 室蘭 | OA事務科(6コース) | 5.6.9.10月 | ワード・エクセル基礎等 | 伊達市、室蘭市、登別市 | 建設業向け |
| | 電気科 | 3.24～3.25 | 電気取扱業務 | 室蘭市 | |
| | 板金科 | 2.10～2.24 | 内外装板金CAD | 登別市 | |
| 苫小牧 | 電気工事科 | 7.23～9.17 | 第1種電気工事士 | 苫小牧市 | 建設業向け |
| | 金属加工科 | 8.3～8.5 | アーク溶接 | 苫小牧市 | |
| | 介護サービス科 | 10.2～12.25 | 介護福祉士学科講習 | 苫小牧市 | |
| 帯広 | 自動車塗装科 | 5.17～7.5 | 調色 | 帯広市 | 建設業向け |
| | パソコン活用科(2コース) | 8、9月 | エクセル基礎・応用 | 帯広市 | |
| | OA事務科(2コース) | 10、11月 | エクセル基礎・応用 | 池田町 | |
| | 観光ビジネス科 | 11.9～11.12 | 接客英語 | 音更町 | |
| 釧路 | 情報技術科 | 1.19～1.22 | ホームページ作成 | 帯広市 | 建設業向け |
| | 情報処理科(2コース) | 6、11月 | エクセル基礎・応用等 | 釧路市 | |
| | 建築CAD科 | 9.17～10.23 | JW-CAD | 釧路市 | |
| 障害校 | 建設事務科 | 2.15～2.26 | 2級建設業経理士 | 釧路市 | 建設業向け |
| | 情報ビジネス科 | 9.11～10.9 | エクセル応用 | 札幌市 | |

【ご利用方法】

- ・受講料は、教材費（実費）相当分となっています。（500円～6,000円程度）
- ・本セミナーの詳細は、各高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校（砂川市）又は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

各高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。
 北海道経済部労働局人材育成課 訓練推進グループ 011-204-5358

地域雇用魅力創造支援事業（ゼミナール開催）

慢性的な人手不足にある事業者等を対象に、就業環境の整備と人材確保の一体的な取組の促進に向けたゼミナールを開催します。

対象者
主に慢性的な人手不足にある事業者やその団体等

開催地
14支庁

内容
人材の確保・定着を図るための雇用管理、労働条件、募集・採用方法の改善等について専門家の講演、先進事業者等の事例発表、質疑応答形式による事例研究、又は専門家による個別相談等（内容は各支庁により異なります）

参加費
無料

【ご利用方法】
・詳しい内容や開催時期等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
支庁商工労働観光課 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

電源地域振興センターの研修事業・販売促進事業

電源地域を対象に、地域を担う人材の育成や産業振興につながる指導などを通じて、人づくり、ものづくりの面から地域活性化のお手伝いをします。

対象者
電源地域の市町村、各種団体、事業者、個人が対象です。
対象地域の市役所・役場に手続き案内を送付しておりますので、希望される場合は市町村の担当部署を経由してお申し込みください。

事業費用
事業に要する経費のうち「3/4」を助成します。

研修事業
地域振興に関する企画立案能力の養成、グリーンツーリズムの実践など、約30件の様々なテーマで実務的な研修を実施しております。研修に参加することにより、地域振興のノウハウや取組のヒントが得られます。また、先進地での現地研修や海外研修も実施しています。

販売促進事業
特産品の販路拡大を支援し、電源地域の振興とその社会的役割について、電力消費地で理解促進を図るため、毎年物産展を開催しています。物産展に出展することにより、年間を通じて専門家から特産品の開発・改良についてのアドバイスを受けたり、百貨店等との商談のきっかけにすることもできます。

【問い合わせ先】
財団法人電源地域振興センター産業育成部販売支援課 03-5562-9810

中小企業大学校旭川校の研修制度

道内の中小企業の活力ある人材を育成するため、中小企業の経営者、管理者、後継者等を対象に、地域のニーズや産業特性に対応した実践的な研修を行っています。

平成21年度研修事業計画（60コース）

| コース名 | 日程 | 受講料 |
|---------------------------------|--------------------|---------|
| 基礎から学ぶ製造現場講座 | (2009年) 4. 2~ 4. 3 | 23,100円 |
| 社会人基礎力向上講座 | 4. 6~ 4. 8 | 31,500円 |
| すぐできる営業の基本 | 4. 9~ 5.26 | 42,000円 |
| 新任管理者育成講座（基本編） | 4.14~ 4.17 | 42,000円 |
| 基礎からわかる！会社の経営数字 | 4.20~ 4.21 | 24,150円 |
| 若手のための仕事の質を向上させる思考法 | 4.22~ 4.24 | 31,500円 |
| 「コミュニケーション能力」倍増講座 | 5.11~ 5.13 | 31,500円 |
| お客様の期待を超える商品開発 | 5.14~ 5.15 | 24,150円 |
| 価値を高める！上手な時間の活かし方 | 5.18~ 5.19 | 24,150円 |
| 現場改善リーダー養成講座 | 5.20~ 5.22 | 31,500円 |
| 若手社員の「企業人」入門講座 | 5.27~ 5.29 | 31,500円 |
| 将来を決める部下育成術 | 6. 1~ 6. 3 | 33,600円 |
| 人財の戦力化・定着率向上のコツ | 6. 4~ 6. 5 | 24,150円 |
| 効率的な新規開拓術 | 6. 8~ 6. 9 | 23,100円 |
| 実践！クレーム対応力 | 6.10~ 6.12 | 33,600円 |
| 役立つ！！税知識（基礎編） | 6.16~ 6.17 | 24,150円 |
| 役立つ！！税知識（応用編） | 6.18~ 6.19 | 24,150円 |
| 「成約率」を上げる商談力強化講座 | 6.22~ 7.24 | 52,500円 |
| 業績向上と顧客満足経営 | 6.25~ 6.26 | 24,150円 |
| リーダーシップと問題解決力 | 7. 1~ 7. 3 | 33,600円 |
| アクセス数伸び悩み解消！！売上につながるホームページの活かし方 | 7. 6~ 7. 8 | 31,500円 |
| こんな時どうする！？人事・労務管理実践 | 7. 9~ 7.10 | 24,150円 |
| 魅せる女性のビジネス講座 | 7.13~ 9.11 | 51,450円 |
| 事例に学ぶ！債権管理・回収の実務 | 7.16~ 7.17 | 24,150円 |
| 中堅社員パワーアップ講座（管理職への道） | 7.21~10. 6 | 59,850円 |
| 経営トップセミナー（情報活用編） | 7.28 | 11,550円 |
| チームを進める業務改善講座 | 8.24~ 8.25 | 24,150円 |
| 若手社員パワーアップ講座（リーダーへの道） | 8.26~ 9.29 | 51,450円 |
| 心をつかむ提案力・説得力講座 | 9. 2~ 9. 4 | 31,500円 |
| 北海道の接客業リーダー養成講座 | 9.15~ 9.16 | 24,150円 |
| 悩み解消！！資金繰りと資金調達の極意 | 9.17~ 9.18 | 24,150円 |
| 好感を持たれるリーダーのビジネス講座 | 10. 1~10. 2 | 24,150円 |
| すぐできる5Sの基本 | 10. 7~10. 9 | 31,400円 |
| 社内で育てる！一流営業マン！ | 10.14~10.16 | 31,500円 |
| 新任管理者育成講座（実践編） | 10.19~10.22 | 42,000円 |
| 「業績を左右する」トップの自己演出法 | 10.23~10.24 | 15,750円 |
| 経営幹部実力強化講座 | 11.10~ 1.20 | 98,700円 |
| 自ら成長する社員養成講座 | 11.17~11.19 | 31,500円 |
| 営業幹部パワーアップ講座 | 11.24~11.26 | 33,600円 |
| 問題を「見つける力」「解く力」 | 12. 8~12.10 | 31,500円 |
| チームの効率・創造性をアップさせる仕事術 | (2010年) 1.12~ 1.14 | 33,600円 |
| サービスマン養成講座 | 1.14~ 1.15 | 23,100円 |
| 経営トップセミナー（より強い会社を作る社長の仕事） | 1.21~ 1.22 | 15,750円 |
| 目的達成のためリーダーシップ向上講座 | 2. 2~ 2. 5 | 42,000円 |
| 基礎から学ぶ「財務分析」と「キャッシュフロー」 | 2. 8~ 2. 9 | 24,150円 |
| 事例に学ぶ！「運送業」の経営戦略 | 2.15~ 2.16 | 24,150円 |
| 女性管理者養成セミナー | 2.17~ 2.19 | 33,600円 |
| 売れる食品づくりのための経営戦略 | 2.22 | 11,500円 |
| 実践！管理職の生産管理 | 3. 2~ 3. 4 | 33,600円 |
| 部下の心をつかむコミュニケーション講座 | 3. 9~ 3.11 | 33,600円 |

旭川校の研修受講に際しては、「キャリア形成促進助成金」が活用できます。旭川校の全ての研修が支給対象になります。

助成金を受ける手続きや助成できる額など詳しいことは、雇用・能力開発機構北海道センター（巻末問い合わせ先参照）にお問い合わせ下さい。

【ご利用方法】

- ・本研修についての詳細は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

中小企業大学校旭川校

0166-65-1200

中小企業の競争力の強化を図るための助成措置（北海道産業振興条例）

中小企業の競争力を強化するため、マーケティングや製品開発、人材育成、研究開発等の取組に対し助成します。

支援の内容

| 対象事業名 | 対象となる事業内容 | 対象経費、補助率 | 限度額 | |
|----------------|---|---|--|----------------------------------|
| マーケティング支援事業 | 中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う各種市場調査や展示会等（道内において行われるものを除く。）への出展に係る経費に対し補助する事業 | 市場調査委託費、出展料、展示工事費、旅費、輸送費等の1/2以内 | 200万円 | |
| アドバイザー等招へい支援事業 | 一般分 | 中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う技術開発及び生産管理、マーケティング等の専門アドバイザー等の招へいに係る経費に対し補助する事業 | 旅費、報酬の1/2以内 | 50万円/人 (100万円/1企業) |
| | 立地企業連携枠 | 自動車産業、電子機器産業等に参入を目指す加工組立型工業及び基盤技術産業の中小企業者等が、コスト競争力等の課題解決を図るために行う専門コンサルタントの招へいに係る経費に対し補助する事業 | 旅費、コンサルタント料の1/2以内 | 200万円 |
| | 食品工業振興枠 | 新分野・新市場進出等を目指す食品工業の中小企業者等がコスト競争力等の課題解決を図るために行う専門コンサルタントの招へいに係る経費に対し補助する事業 | | |
| 産業人材育成支援事業 | 一般分 | 中小企業者等が新分野・新市場への進出等に資する人材養成を図るために行う先進企業、研修機関等への従業員等の派遣に係る経費に対し補助する事業 | 旅費の1/2以内 | 50万円/人 |
| | 大学院派遣分 | 中小企業者等が新分野・新市場への進出等に資する人材養成を図るために行う専門職大学院、社会人を対象とした大学院への従業員等の派遣に係る経費に対し補助する事業 | 入学料、授業料の1/2以内 | |
| 産学連携等研究開発支援事業 | 道内において構成員が2分の1以上の中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等のために大学等と連携して行う加工組立型工業、基盤技術産業、食品工業、IT産業、バイオ産業、環境産業(リサイクル、リデュース、リユースを除く)に関する研究開発に係る経費に対し補助する事業 | 原材料費、工具費、外注加工費、技術導入費、プログラム開発費、研究者の件費、特許実施費等の1/2以内 | 1,200万円 | |
| 市場対応型製品開発支援事業 | 一般分 | 中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査等に係る経費に対し補助する事業 | 原材料費、外注加工費、技術導入費、特許実施費、市場調査等経費の1/2以内 | 300万円 (うち市場調査等200万円) |
| | 立地企業連携枠 | 自動車産業、電子機器産業等に参入を目指す加工組立型工業及び基盤技術産業の中小企業者等が行う製品開発及びこれらに伴う市場調査等に係る経費に対し補助する事業 | 原材料費、外注加工費、技術導入費、特許実施費、市場調査等経費の2/3以内 (市場調査等1/2以内) | 500万円 (うち市場調査等200万円) |
| | 食品工業振興枠 | 新分野・新市場進出等を目指す食品工業の中小企業者等が行う製品開発及びこれらに伴う市場調査等に係る経費に対し補助する事業 | | |
| | 成長先導分野振興枠 | 新分野・新市場進出等を目指すIT産業、バイオ産業、環境産業(リサイクル、リデュース、リユースを除く)の中小企業者等が行う製品開発及びこれらに伴う市場調査等に係る経費に対し補助する事業 | 原材料費、外注加工費、技術導入費、特許実施費、システムエンジニア等件費、市場調査等経費の1/2以内 | 350万円 (うち市場調査等200万円、人件費150万円) |

【ご利用方法】

・募集時期や詳しい要件については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局産業振興課産業企画グループ
(財)北海道中小企業総合支援センター事業推進担当部

011-204-5336

011-232-2403

北海道中小企業応援ファンド事業(地域資源活用型新産業創出支援事業)

地域資源を活用した競争力ある商品づくりやブランド化など事業化実現に向けた取組を支援します。

助成の内容、対象者

| 区分 | 対象者 | 対象事業 | 助成限度額及び助成率 |
|----------------|-----------------------|--|--|
| 地域資源活用型事業化実現事業 | 中小企業者等 | 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組 | 300万円 重点分野 2 / 3 以内 その他 1 / 2 以内 |
| 地域ブランド販路拡大支援事業 | 1次産業団体、商工団体等で構成される団体等 | 地域ブランド化に向けた戦略の策定から販路拡大の一連の取組 | 500万円/年 重点分野 2 / 3 以内 その他 1 / 2 以内 |

重点分野：自動車産業などへの参入を目指す加工組立型工業・基盤技術産業、食品産業、産業クラスター形成促進支援

【ご利用方法】

・詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局商工金融課 中小企業企画グループ 011-204-5330
(財)北海道中小企業総合支援センター 相談担当部 011-232-2407

北海道中小企業応援ファンド事業(加速的創業促進支援事業)

道内に主たる事業所を設けて、新たに事業を起こそうとする方による新商品開発や販路開拓等の取組を支援します。

助成の内容、対象者

| 対象者 | 対象事業 | 助成限度額及び助成率 |
|-----|---------------------------------------|--|
| 創業者 | 新たに業を起こそうとする者による新商品・新サービスの開発や販路開拓等の取組 | 100万円 重点分野 2 / 3 以内 その他 1 / 2 以内 |

重点分野：自動車産業などへの参入を目指す加工組立型工業・基盤技術産業、食品産業、産業クラスター形成促進支援

【ご利用方法】

・詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局商工金融課 中小企業企画グループ 011-204-5330
(財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興担当部 011-232-2402

北海道中小企業応援ファンド事業（産業クラスター形成促進事業）

地域における優位性のある産業を核に、関連企業や研究機関の協働による産学官や産業界間の連携を図りながら、地域の強みや特色を活かした産業おこしの取組を支援します。

助成の内容、対象者

| 区分 | 対象者 | 対象事業 | 助成限度額及び助成率 |
|---------------------|-------------------------------|---|-----------------|
| 事業シーズ可能性 拡大支援事業 | 産業支援機関と 中小企業者等による 共同事業体 | 地域における新事業展開等のアイデアをビジネスプラン段階にレベルアップするために必要な小規模な試作・開発やテスト事業等の試行 | 200万円 2/3以内 |
| 市場適応能力高度 化促進支援事業 | | 開発した商品やサービスの質の向上を図ることで市場適応能力を高めるなど、事業化を軌道に乗せるための一連の取組 | 300万円 2/3以内 |
| ブランド化促進支 援事業 | | 道内で生産・供給される商品・サービスの改良、新商品・新サービスの開発から販路開拓、PR戦略の確立等の北海道ブランド化に向けた一連の取組 | 1000万円 2/3以内 |

【ご利用方法】

・詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局商工金融課 中小企業企画グループ 011-204-5330
(財)北海道中小企業総合支援センター 事業推進担当部 011-232-2403

北海道農商工連携ファンド事業

地域の強みや特色を活かした農林漁業者と小規模事業者等の中小企業者との連携による新商品・新サービスの開発などの事業化推進に向けた取組を支援します。

助成の内容、対象者

| 区分 | 対象者 | 対象事業 | 助成限度額及び助成率 |
|---------|---------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| プラン創出事業 | 農林漁業者と小規模事業者等で構成される任意グループ | 新商品・新サービスの開発に係るビジネスプラン創出に向けた調査研究の取組 | 100万円 食品分野 2/3以内 その他 1/2以内 |
| 事業化推進事業 | | 新商品・新サービスの開発から販路開拓などの事業化実現に向けた一連の取組 | 200万円/年 食品分野 2/3以内 その他 1/2以内 |

【ご利用方法】

・詳細は7月頃に決定予定です（ファンドの設立：8月下旬に予定）
・詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局商工金融課 中小企業企画グループ 011-204-5330
北海道商工会連合会 地域振興部 011-251-0102

新連携支援事業

異分野の中小企業同士が技術・ノウハウ等の「強み」を持ち寄り、高付加価値の製品・サービスを創出する、新たな連携（新連携）を支援します。

支援対象

2社以上の異分野の中小企業（他に大企業、大学、研究機関、NPO、組合などを含んでもよい）で連携して新たな事業活動を行う方。

平成21年度第2期新事業活動促進支援補助金（新連携支援事業）募集は、平成21年7月頃を予定しています。

補助額

| | |
|----------------------------|--|
| 事業化・市場化支援事業 (計画認定の必要あり) | 新連携計画の認定を受けた連携体が当核計画に従って行う新商品開発（製品・サービス）に係る実験、試作、研究会、マーケティング調査等に係る経費を補助します。 ・補助率：補助対象経費の2/3以内 ・補助金額：補助対象経費の場合 上限3,000万円以内/件 試作費を申請しない場合 上限2,500万円以内/件 |
| 連携体構築支援事業 (計画認定の必要なし) | 優れた経営資源を持ち寄った異分野の中小企業者等が行う連携構築に資する規約の作成、コンサルタント、マーケティング調査等に係る経費を補助します。 ・補助率：2/3以内 ・補助金額：上限500万円以内/件 |

【ご利用方法】

・支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道地域活性化事務局（中小企業基盤整備機構北海道支部内） 011-738-2100
北海道経済産業局産業部中小企業課 011-709-2311（内線2576）

農商工等連携対策支援事業

農林漁業者と中小企業者が共同で行う新商品・新役務の開発等に係る事業や、一定の要件を満たす公益法人又はNPO法人が農商工等連携事業に取り組む事業者等に対して行うセミナー・研修等を支援します。

支援対象及び補助額

| | |
|--------------------------------------|---|
| 事業化・市場化支援事業 <計画認定の必要あり> | 農商工等連携計画の認定を受けた中小企業者等が、当該計画に従って行う新商品・新役務の開発、それに係る試作・実験、マーケティング調査に係る費用を補助します。 ・補助率：補助対象経費の2/3以内 ・補助金額： 試作・開発費を申請の場合 上限3,000万円以内/件 試作・開発費を申請しない場合 上限2,500万円以内/件 |
| 連携体構築支援事業 (支援機関型) <計画認定の必要あり> | 農商工等連携計画の認定を受けた公益法人又はNPO法人が、当該計画に従って行う農商工連携事業に取り組む事業者等へのセミナー、研修、交流イベント等に係る経費を補助します。 ・補助率：補助対象経費の2/3以内 ・補助金額：上限500万円以内/件 |
| 連携体構築支援事業 (連携事業者型) <計画認定の必要なし> | 農商工等連携事業の連携体を構築する上で中心となる中小企業者が、農商工等連携の事業計画の熟度を高めるなど、連携事業を行う上で必要な規約の作成、コンサルタント、マーケティング調査等に係る経費を補助します。 ・補助率：補助対象経費の2/3以内 ・補助金額：上限500万円以内/件 |

【ご利用方法】

・支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道地域活性化支援事務局（中小企業基盤整備機構北海道支部内） 011-738-2100
北海道経済産業局産業部中小企業課 011-709-2311（内線2576）

建設業等経営革新補助金

経営の改革に取り組む中小建設業者等及び建設業者等からの離職者が実施する新商品・サービスの開発、事業化、販路開拓、人材育成の取組に要する経費の一部を補助し、建設業等の新分野進出・新事業展開を支援します。

| 補助対象事業 区分 | 定義 |
|--------------|--|
| 新分野進出 | 次のいずれかの取組を行う日本標準産業分類において建設業以外の大分類の (1) 建設業を営む者が行う進出 (2) 建設業を営む者が建設業以外の受注拡大を目的に行う、日本標準産業分類の事業への進出 (3) 土木建築サービス以外の業種区分の事業への進出 (4) 建設業者又は土木建築サービス業を営む者が行う海外進出に向けた取組 (5) 建設業等から離職者の事業区分に属する事業への進出 |
| 新事業展開 | 次のいずれかに該当する企業間連携により、新市場への進出、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たなる併合等を行う取組 (1) 事業の譲渡 (2) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に定める中小企業団体 |

補助対象者

- ・公共工事縮減の影響を大きく受けている中小建設業者等
- ・建設業等からの離職者等で建設業等以外の事業へ進出する中小企業者等

補助率等

補助率 補助対象経費の2分の1以内
 限度額 500万円以内（ただし、予算の範囲内で定める額）

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局商工金融課 経営支援グループ 011-204-5332
 各支庁商工労働観光課 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

リサイクル産業創出事業費補助金

中小企業等が行う産業廃棄物を利用したリサイクル製品等の事業化に向けた実証実験や市場調査に対する支援を実施します。

補助対象事業 ~ 中小企業等が行うリサイクル製品等の事業化に向けた調査研究事業 ~

【実証実験】

フィールド試験による製品の有効性、環境影響、残渣発生状況、物流ルート等の検証、原材料確保調査やコスト算定を目的として行う事業に要する経費

【市場調査】

収益性・物流・販路等のマーケティング調査等を目的として行う事業に要する経費

補助対象事業者・補助率等

| 補助対象事業者 | 補助率 | 補助対象経費 | 補助限度額 |
|---|-----------|--------------------------------------|---------|
| ・北海道内に工場、店舗等の事業所を置く中小企業者又はNPO法人等 ・中小企業者等のグループ（上記のもので概ね構成されているもの） | 事業費の3/4以内 | 原材料・副材料費、機械装置費、技術導入費、特許実施費、外注委託費、その他 | 300万円以内 |

採択基準

- ・相当量が埋立てされるなど、リサイクルの取組みが遅れている産業廃棄物が原料
- ・基礎研究を終了するなど、リサイクルの効果が明らかになっている新技術等に関する計画
- ・有効性、環境影響、市場性等について具体的な課題を有しているなど

【ご利用方法】

- ・採択基準に該当する事業から、審査委員会の審査を経て採択されます。
- ・事業認定申請書を作成し提出するなど手続が必要です。
- ・詳しくは下記までお問い合わせください

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局産業振興課バイオ・新産業グループ 011-204-5312

地域政策総合補助金（新産業創造事業）

地域の特性や産業集積などを生かした産業創出への取組を資金面から支援します。

支援の対象者

| | |
|-------------|---|
| 一般事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者（個人事業主含む）、中小企業等事業協同組合等、公益法人、NPO法人、市民活動団体（生活産業創出事業に限る）、任意グループ（2者以上で構成する任意グループであって、構成員の1/2以上が中小企業者で構成されているもの（札幌市を除く））。 |
| 新規成長分野等創造事業 | <p>【対象事業】</p> <p>地域における新規成長分野を中心とした新技術・新製品・新サービスの事業化に必要な事業</p> |
| 生活産業創出事業 | <p>【対象事業】</p> <p>生活に関連した新たなサービス業の新技術・新製品・新サービスの事業化に必要な事業</p> |
| 特別対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等事業協同組合等、公益法人、任意グループ（3者以上で構成する任意グループであって、構成員の1/2以上が中小企業者で構成されているもの。）NPO法人（労働者受入事業のみ）。 |
| 新分野進出支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記の団体等のうち、次の 又は に該当する中小企業者が含まれているもの 完成工事高の概ね50%以上が公共事業となっている建設業を営むもの 直近1年間のうちいずれか3カ月の売上高（受注高）が前年同期比で概ね10%以上減少しているもの <p>【対象事業】</p> <p>構造改革等の影響の大きい中小企業者等の新産業の創造や経営多角化を促進する事業</p> |
| 事業者育成事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記の団体等のうち、次の 又は に該当する者が含まれているもの（この事業での任意グループは開業を志す個人も中小企業者とみなすが、当該個人のみからなるグループは除く。） 離職希望者（解雇予告された者あるいは開業を志し自主退職を予定している者） 失業者（労働の意志と能力がありながら職に就いていない者） <p>【対象事業】</p> <p>離職希望者や失業者自らによる起業を促進する事業</p> |
| 労働者受入事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記の団体等のうち、事業化（新サービス、新製品等の提供開始）後1年間に当該事業において3人以上の新規雇用計画を有するもの <p>【対象事業】</p> <p>新たな人材を受け入れることによりニュービジネスの展開が図られ、サービス水準の向上等により市場規模の拡大等を促進する事業</p> |

支援の内容

補助率：1/2以内

補助限度額：10万円以上300万円以内

【ご利用方法】

・詳しい要件等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局産業振興課 バイオ・新産業グループ 011-204-5312

支庁商工労働観光課、小樽商工労働事務所 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

中小企業地域資源活用プログラム

各地域の「強み」である地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源）を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化を総合的に支援します。

支援の概要

中小企業地域資源活用促進法に基づく支援

中小企業地域資源活用促進法に基づく、都道府県の基本構想における地域資源を活用した「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた場合、以下の支援策をパッケージで活用することが可能です。（なお、個別支援策ごとに支援機関の審査や確認が必要となる場合があります）

1. 補助金（地域資源売れる商品づくり支援事業）
地域資源を活用した新規性の高い新商品・新サービスの開発・販売等に係る試作品開発、デザイン改良、展示会出展等に係る経費を補助します。
・補助率：補助対象経費の2/3以内
・補助金額：下限100万円/件
2. マーケティング等の専門家による継続的なアドバイス
3. 中小企業基盤整備機構が主催する商談会、アンテナショップ等に対する優先的な出店
4. 政府系金融機関による低利融資制度
5. 設備投資減税
6. 信用保証協会の信用保証の特例措置
7. 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
8. 中小企業投資育成株式会社法の特例

その他の支援措置

1. 地域資源活用販路開拓支援事業
地域に特色ある産業資源を活用した商品又はサービスの販路開拓等を行う事業に要する経費について、必要な経費の一部を補助します。
・補助対象者：地域資源を活用した商品等の販路開拓などに取り組む組合、公益法人等
・対象事業：地域に特色のある産業資源を活用した商品又は役務の販路開拓を目的として行う事業
・補助率：補助対象経費の1/2以内
・補助金額：下限100万円/件
・補助対象費用：市場調査、商品又は役務の改良（研究開発、試作、評価等を含む）、展示会等の開催又は展示会出展等に係る経費
2. 地域資源活用型研究開発事業
地域資源を活用するための大学等と連携した研究開発を支援します。

支援対象

地域資源を活用して新商品・新サービスの開発・市場化に取り組む中小企業者など

【ご利用方法】

- ・支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済産業局産業部中小企業課

011-709-2311（内線2576）

企業立地を促進するための助成措置（北海道産業振興条例）

助成の内容等

| 類型 | 分野 | 対象業種等 | 新設 増設 | 対象要件 | 対象地域 | 助成額 | 限度額 | 通算 限度額 |
|---|--|---------------------|---------------------|---|----------------------|--|--|---|
| 成長 産業 分野 | 自動車・同付 属品製造業 電気・電子機 器製造業 医薬品等製造 業 | 新設 増設 | 新設 | 投資額：20億円以上 雇用増：40人以上 | 全道 (札幌市を除 く) | 投資額×10% | <自動車> 35億円 5 <電気・医薬> 15億円 6 10億円 | <自動車> 45億円 <電気・医薬> 30億円 同一企業につき |
| | | | | | | 投資額×5% | | |
| | 基礎技術産業 | 新設 増設 | 新設 | 投資額：2千5百万円以上 雇用増：5人以上 | 全道 (札幌市を除 く) | 投資額×10% | 3億円 | 15億円 同一企業につき |
| | | | | | | 投資額×5% | | |
| | ソフトウェア業 | 新設 | 新設 | 投資額：5千万円以上 特定技術者：5人以上 | 全道 | 特定技術者1人 当たり100万円 | 1億円 (新設後3年間 の累計) かつ投資額の範 囲内 | - |
| 発 展 基 盤 施 設 分 野 | 自然科学研究 所 | 新設 | 新設 | 投資額：10億円以上 研究員：5人以上 | 全道 | 投資額×10% | 10億円 | - |
| | 航空機整備関 連事業 | | | 投資額：20億円以上 雇用増：40人以上 | 全道 (札幌市を除 く) | | | |
| | 国際物流関連 事業 | | | 投資額：20億円以上 (特別対策地域は10億 円以上) 3 雇用増：20人以上 (特別対策地域は5人 以上) 3 | 国際物流 拠点地域 2 | | | |
| 産 業 集 積 拠 点 形 成 | 製造業 | 新設 及び 増設 1 | 新設 及び 増設 1 | 投資額：5千万円以上 雇用増：5人以上 | 工業団地 (札幌市を除 く) | 投資額×8% | 3億円 | - |
| | データセンター事業 | | | 投資額：10億円以上 雇用増：20人以上 | | | | |
| 市 町 村 連 携 促 進 分 野 | 製造業 | 新設 及び 増設 | 新設 及び 増設 | <市町村が行う立地助成措置の 対象であること> 投資額：2千5百万円以上 雇用増：5人以上 | 特別対策地域 3 | 投資額×4% [企業立地促進法 適用地域特例] 新設：投資額×8 % 7 | 1億円 8 | 5億円 同一企業につき |
| | ソフトウェア業 | | | | 新設 | | | |
| | データセンター事業 | | | | | | | |
| | コールセンター事業 | | | | | | | |
| 情報処理・ 提供サービス業 | 試験研究施設 | | | | | | | |

- 産業集積拠点形成分野(類型)における「増設」については、工業団地内に新たに土地を確保し立地した場合に限る(北海道内における工場等の移転は対象外)
- 「国際物流拠点地域」とは、関税法に規定する開港の臨港地区及び税関空港の飛行場の区域、並びに保税地域をいう。
- 「特別対策地域」とは、以下の法令に基づき指定された地域を有する市町村の区域(合併市町村において、指定された地域が一部の合併関係市町村の区域に限定されている場合は当該合併関係市町村の区域)

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 農村地域工業等導入促進法に基づく「農村地域」 過疎地域自立促進特別措置法に基づく「過疎地域」 離島振興法に基づく「離島振興対策実施地域」 半島振興法に基づく「半島振興対策実施区域」 | <ul style="list-style-type: none"> 低開発地域工業開発促進法に基づく「低開発地域工業開発地区」 多極分散型国土形成促進法に基づく「振興拠点地域」 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に 基づく、総務省令で定める地方公共団体において設定された「拠点地区」 |
|---|--|

- 特認事業者とは、企業立地促進法第14条第3項又は第16条第3項の規定による知事の承認を受けた事業者で、知事が認める新設をするものをいう。
- 自動車・同付属品製造業「新設」上限スライド制
- 電気・電子機器、医薬品製造業「新設」上限スライド制

| 雇用増 | 限度額 |
|---------------|------|
| 40人以上 100人未満 | 10億円 |
| 100人以上 200人未満 | 20億円 |
| 200人以上 | 35億円 |

| 雇用増 | 限度額 |
|--------------|------|
| 40人以上 100人未満 | 10億円 |
| 100人以上 | 15億円 |

- 「企業立地促進法適用地域特例」とは、企業立地促進法の適用地域において、国の同意を受けた基本計画に記載された分野(業種)の立地であって、かつ類型の対象要件を満たす「新設」について適用するもの。
- 市町村連携促進分野(類型)における限度額については、投資額を基準とした助成と雇用増を基準とした助成の合計額が当該施設の投資額を超える場合は、投資額を限度とする。

【ご利用方法】

・助成を受けるためには、工場等の工事着手の60日前から工事着手後30日以内に立地計画の認定申請をし、立地計画の認定を受けておくことが必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部産業立地推進局産業立地課 立地推進グループ 011-204-5324

新一村一雇用おこし事業

地域の特色を活かして、新規開業や新事業展開などを行う場合に、事業費と賃金の一部を助成します。

助成額

| | |
|-------------|--|
| 事業費の助成 | 事業を実施するために必要となる、設備投資資金、運転資金、試験研究費・開発費を助成します。 助成率 2分の1以内 250万円限度 |
| 雇い入れ(賃金)の助成 | 事業を実施するために雇い入れた常用の従業員の賃金を助成します。 一般被保険者 30万円/人(人数制限なし) |

対象となる事業者

- ・中小企業者、中小企業団体、NPO法人、その他地域づくりに資する団体
- ・市町村から推薦と支援を受けて、道の施策や地域づくりに資する次の事業を行うこと。
新規開業
新事業展開のうち、ものづくり、食、観光、IT、バイオ、住宅、環境・リサイクル、生活関連分野に進出するもの
建設業等の新分野進出
- ・市町村の人口規模に応じて、次の数の常用の従業員(一般被保険者)を新たに雇い入れること。
札幌市 5人以上 10万人以上市町村 4人以上
3万人以上10万人未満の市町村 3人以上 3万人未満の市町村 2人以上
建設業等の新分野進出に係る事業については、雇い入れ人数の要件が緩和されます。

【ご利用方法】

- ・対象となる事業を行う場合は、事前に事業所の所在する市町村に相談してください。
- ・市町村の推薦と支援が得られる場合、市町村を経由して事業計画書を支庁に提出し、認定を受けてください。
- ・募集時期や詳しい要件については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部労働局雇用労政課 雇用開発グループ 011-204-5349
支庁商工労働観光課 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

地域雇用魅力創造支援事業

慢性的な人手不足の解消に向けて、就業環境の整備と人材確保の一体的な取組を行う事業者等に対し、取組に係る経費の一部を補助します。

補助対象者

中小企業者、中小企業者の任意グループ、中小企業団体、NPO法人、
社会福祉法人、医療法人、任意組織のNPO法人、コミュニティ団体、
中間法人、特別の法律により設立された組合及びその連合会、社団法人等

補助対象事業

就業環境等の見直し・改善を促進する事業
募集・採用の見直し・改善や求職者等への産業理解を促進する事業
取組による成果、ノウハウ等を他の事業所へ普及する事業

補助対象経費・補助率等

| | |
|--------|---|
| 補助対象経費 | 専門家・講師等への謝金・旅費、専門機関等へ調査・分析等の委託費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、通信運搬費、手数料、賃借料等 |
| 補助率 | 補助対象経費の2分の1以内 (限度額100万円) |

【ご利用方法】

- ・詳しい要件等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部労働局雇用労政課 雇用開発グループ 011-204-5349
支庁商工労働観光課 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

地域企業立地促進等事業費補助金（ソフト補助金）

誘致等対象産業のニーズを踏まえ実施する企業立地や事業高度化につながる地域の人材養成、セミナー等の取組を支援します。

補助対象者

企業立地促進法に基づく地域産業活性化協議会の構成員である財団法人、社団法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社等の民間事業者

補助対象事業

| 区 分 | 対 象 事 業 | 補 助 率 |
|--------------|---------------------------------------|------------|
| 人材養成等支援事業 | 企業立地や事業高度化につながる地域の人材養成、セミナー等を行う事業 | 10 / 10 以内 |
| 立地産業人材育成支援事業 | 企業立地計画等の承認を受けた新規立地企業等の新規採用者に対して行う研修事業 | 2 / 3 以内 |

募集期間

平成21年2月16日～3月13日（平成21年度の1次募集は終了しました。）
平成21年2月16日より随時募集

【ご利用方法】

・支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済産業局産業部産業立地課 011-709-2311(内2595)

電源過疎地域等企業立地促進事業

電源地域のうち、特定地域での企業立地に役立つよう補助金の交付を行うとともに企業誘致支援のために企業訪問・調査・情報提供などを行っています。

電源過疎地域等企業立地促進事業

電源地域のうち、原子力立地地域、要対策需要電源または開発促進重要地点、過疎・産炭地域に立地し、補助要件を満たす企業に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

募集時期

募集は上期(3月頃)、下期(8月頃)の年2回行い、対象市町村に募集案内を送付します。
なお、応募には市町村の紹介が必要です。

主な補助要件

| | |
|-------|--|
| 建 物 | 対象市町村に工場、事業所などを新增設し、建物の建設が前年度に完了したか、または当該年度に完了すること。（建物を補助対象物にする場合は下記の補助対象物の要件が必要となります） |
| 補助対象物 | 申請企業が所有する生産または営業用の施設（建物・建物附属設備・構築物）または設備（機械装置・備品）であること。上期募集は4月以降、下期募集は10月以降に整備を着手し、当該年度中に完了すること。 |
| 雇 用 | 雇用者（雇用保険の一般被保険者）が3人以上増加すること。 |

交付限度額

下記のうち最も低い額を交付限度額とし、その範囲内で交付額を決定します。

- a. 補助対象物の整備に要する金額
- b. 次の式により算出した金額
補助金交付単価表の区分単価
(㎡当たりの単価) ×
新增設床面積
- c. 補助金交付単価表の区分上限額

| | 増加雇用者数 | | | |
|---|---------------|----------------|---------------|----------------|
| | 3～9人 | 10～19人 | 20～29人 | 30人以上 |
| A | 7,500円(1億円) | 10,000円(1.5億円) | 12,500円(2億円) | 15,000円(2.5億円) |
| B | 2,500円(0.5億円) | 3,750円(1億円) | 5,000円(1.5億円) | 6,250円(2億円) |
| C | 1,250円(0.3億円) | 2,500円(0.5億円) | 3,750円(1億円) | 5,000円(1.5億円) |

注1：()は上限額

注2：A地域は原子力立地地域、B地域は要対策重要電源地域、C地域は過疎地域・産炭地域

【問い合わせ先】

財団法人電源地域振興センター企業立地部 03-5562-9750

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業（F補助金）

原子力立地地域において、雇用増加を生む企業に一定期間にわたり、電気料金の実質的割引措置になる補助金を交付します。

対象地域：原子力立地地域（見込み地域を含む）

交付対象者：原子力立地地域などの周辺地域で新設・増設（契約電力の増があること）した3人以上の雇用をもたらす企業であり、地域の産業振興に貢献するなど、必要と認められる企業に、都道府県を通じて交付する。

補助要件： 新規立地や工場等の増設に伴う契約電力の増があること。

新たな雇用者の増加数が3人以上あること。

新たな投資額（固定資産）が一定額以上あること。（特例加算を受ける場合のみ要件）

・所在市町村：新設500万円（増設250万円）

・隣接市町村：新設1,000万円（増設500万円）

交付期間：新增設した翌期から8年

交付額：以下の基準で算出した額を交付額とし、新增設¹した半期の翌半期から8年間（雇用人数が3人を下回った場合は、その半期は不交付）交付。

契約電力分（ ） + 特例加算分（ ） = 算定交付額

上記で求めた算定交付額と の交付限度額（イ：支払電気料金、ロ：算定電気料金）との比較を行い、最も低い額を交付額として決定します。

契約電力分

増加した契約電力に、支払電気料金に応じて定めた単価を乗じて算定した金額。

契約電力² × (算定単価 - 交付金単価)³ × 電気料金支払月数

特例加算分

増加した雇用人数に応じて算出した金額

増加した雇用人数 × 300,000円⁴

交付限度額

イ 支払電気料金：半期における実電気料金 × 係数⁵ -
(実契約電力 × 交付金単価 × 支払月数)

ロ 算定電気料金：算定契約電力 × (算定単価 × 係数⁶ - 交付金単価) × 支払月数

特例加算の対象（交付金額の加算措置）

製造業又は地方公共団体で支援制度を整備している特定業種が特例加算の対象となります。地方公共団体で支援制度を整備している特定業種については、都道府県及び市町村における企業立地の促進等を目的とした条例に基づくもの等をいいます。

特例増設の対象（交付金額の取扱い）

本補助金の交付を受ける事業所が、新たに増設を行う場合において、次に掲げる要件を満たす場合、2回に限り、更に交付期間を延長することが可能となります。

ア) 左ページの補助要件、を満たすこと。

イ) 所在市町村：投資額（固定資産）が250万円以上であること。

ウ) 隣接市町村：投資額（固定資産）が500万円以上であること。

エ) 製造業又は地方公共団体で支援制度を整備している特定業種であること。

【問い合わせ先】

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課 011-709-2311(代表)

*1 新設の場合は、基本的に「増設後の契約kW - 増設前の契約kW」

*2 交付額算定上の契約電力は、雇用効果が3人以上20人未満の企業は1,500kW、20人以上の企業は2,500kWが限度となります。

*3 直前の電気料金支払い実績に応じて補正されます。また、電源立地地域対策交付金の交付対象地域では、当該交付金単価との差額分が本補助金の交付単価となります。

*4 単価は、隣接市町村の場合、所在市町村の半額となります。

*5 所在、隣接（旧隣接）隣接（旧外部）により異なる係数となります。

*6 所在、隣接（旧隣接）隣接（旧外部）により異なる係数となります。

受給資格者創業支援助成金

雇用保険の受給資格者（失業者）自らが創業し、創業後1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主となった場合に、創業に要した費用の一部を助成します。

助成額

法人等の設立に要した費用及び法人等の設立の日から3か月以内に生じた費用の1/2
限度額300万円（2期に分けて支給。）

【ご利用方法】

- ・法人等を設立する前に、法人等設立事前届を雇用保険受給資格者の住所を管轄する公共職業安定所又は雇用助成金さっぽろセンターに提出する必要があります。
- ・雇用保険の算定基礎期間が5年以上の受給資格者であり、法人等設立の日の前日において雇用保険支給残日数が1日以上あることが条件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

高年齢者等共同就業機会創出助成金

45歳以上の高年齢者等（高齢創業者）3人以上が、共同して創業（法人を設立）し、45歳以上の高年齢者等を継続して雇用する労働者として雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主となった場合に、当該事業の開始に要した一定範囲の費用について助成します

高齢創業者とは

- 1 法人設立登記日において45歳以上
- 2 法人設立登記日前1年間に離職した者にうち、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された者、正当理由がない自己都合によって退職した者、（ただし、60歳以上の者で自己都合退職者は除く）個人事業主であった者及び法人役員（雇用労働者を除く）でない者であること
- 3 法人設立登記日から申請日まで別に別法人の役員、雇用労働者又は個人事業主等ではない者
- 4 法人設立時の出資者であり、法人設立登記日から継続して、当該法人の業務に日常的に従事していること

助成額

法人の設立に要した費用の2/3（1,000円未満切捨て）
限度額500万円

【ご利用方法】

- ・所定の事業計画書を、（社）北海道高齢・障害者雇用促進協会を経由して、（独）高齢・障害者雇用支援機構へ提出し、認定を受ける必要があります。
- ・高齢創業者の出資、代表者就任、過半数の議決権などの要件があります。
- ・詳しい要件、申請期間、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

（社）北海道高齢・障害者雇用促進協会 011-204-9381

地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金）

地域に居住する求職者等を雇い入れ、それに伴い事業所を設置・整備した場合に、一定額を助成します。

助成額

設置・整備に要した費用（300万円以上）雇入れ人数（3人以上（創業の場合は2人））に応じて、下記の金額を1年ごとに3回支給します。

| 設置・整備に 要した費用 | 対象労働者の数 | | | |
|------------------------|---------|-------|--------|-------|
| | 3(2)～4人 | 5～9人 | 10～19人 | 20人以上 |
| 300万円以上 1,000万円未満 | 40万円 | 65万円 | 90万円 | 120万円 |
| 1,000万円以上 5,000万円未満 | 180万円 | 300万円 | 420万円 | 540万円 |
| 5,000万円以上 | 300万円 | 500万円 | 700万円 | 900万円 |

()内は創業の場合

【ご利用方法】

- ・施設の設定等や求職者の雇い入れを行う前に、所定の計画書を提出し、その計画が完了した旨の届（最大1年6か月）を提出するなど手続きが必要です。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金（中核人材用））

中核人材労働者を受け入れるとともに、その中核人材労働者の2倍以上の地域求職者を雇い入れる場合に、一定額を助成します。

助成額

受け入れた中核人材労働者の人数（5人まで）に応じて、以下の額を2回に分け、半年ごとに支給。

中核人材労働者 1人当たり 140万円（大企業は100万円）

ただし、自発雇用創造地域の地域重点分野に該当する場合

中核人材労働者 1人当たり 210万円（大企業は150万円）

中核人材労働者とは

熟練技能者、製品・技術の開発担当者又は新分野進出等により新たに発生する事業における業務に就く者をいいます。

【ご利用方法】

- ・新たな事業展開（創業、異業種への進出、新製品・新商品の開発、高付加価値化、販路の拡大、経営の高度化等）に資すると認められる中核人材労働者の受入れに関する計画書を提出し、中核人材労働者及び地域求職者を受け入れ、その計画が完了した旨の届出（最大1年）を提出するなど手続きが必要です。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

地域雇用開発助成金（地域再生中小企業創業助成金）

本道の重点分野 で創業するとともに労働者を雇い入れる場合に、一定額を助成します。

助成額

1 創業支援金

法人等の設立の日から6か月以内に要した対象経費の合計額の1/2（以下「基準額」という。）

雇入れ人数が5人以上の場合 限度額 1,000万円

5人未満の場合 限度額 600万円

2 雇入れ奨励金及び追加雇入れ奨励金

創業・雇入支援対象者1人につき60万円（上限100人分）

3 追加創業支援金

雇入れが5人未満であった事業主であって、創業支援金の支給を受けた後に、対象労働者を追加して雇い入れ、5人以上になった場合に、差額を以下のとおり支給。

基準額が上限1,000万円以上の場合：1,000万円から創業支援金の支給額を減じた額

基準額が上限1,000万円未満の場合：基準額から創業支援金の支給額を減じた額

北海道の重点分野

食料品製造業

飲食料品小売業

社会保険・社会福祉・介護事業

情報サービス業

宿泊業

飲食店

【ご利用方法】

- ・法人の設立又は個人事業の開業の日から起算して6か月を経過する日までに地域再生事業計画書を提出し、認定を受け、計画に基づき重点分野を主たる事業として行うことが必要です。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）

ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）

高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に、賃金の一部を助成します。

対象となる労働者（雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る。）

60歳以上の者、身体・知的・精神障害者、母子家庭の母等、中国残留邦人等永住帰国者など。

支給額

1 高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等

支給額： 90万円（大企業50万円）

助成期間： 1年（6カ月毎に1/2支給）

2 1のうち短時間労働者

支給額： 60万円（大企業30万円）

助成期間： 1年（6カ月毎に1/2支給）

3 身体障害者、知的障害者

支給額： 135万円（大企業50万円）

助成期間： 1年6カ月（大企業1年）（6カ月毎に1/3（大企業1/2）支給）

4 3又は精神障害者のうち短時間労働者

支給額： 90万円（大企業30万円）

助成期間： 1年6カ月（大企業1年）（6カ月毎に1/3（大企業1/2）支給）

5 重度障害者、45歳以上の身体障害者及び知的障害者又は精神障害者（短時間労働者を除く）

支給額： 240万円（大企業100万円）

助成期間： 2年（大企業1年6カ月）（6カ月毎に1/4（大企業1/3）支給）

【ご利用方法】

- ・職業紹介を受けた日に失業等の状態にある者（被保険者でない者）を雇い入れることが条件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）

ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

通年雇用奨励金

季節的業務に就く者を通年雇用した事業主に対して助成します。

- 支給額
- 1 事業所内就業及び事業所外就業の場合
 1 対象者 1 人あたり 1 対象期間に支払った賃金の 1 / 2 (第 1 回目は 2 / 3)
 限度額 5 4 万円 (第 1 回目は 7 1 万円) 継続 3 回まで
 - 2 業務転換の場合
 1 対象者 1 人あたり業務転換を開始した日から 6 か月の期間に支払った賃金の 1 / 3
 限度額 7 1 万円 1 回限り
 - 3 休業の場合
 1 対象期間に支払った賃金及び、1 休業期間に支払った休業手当 (最大 60 日分) の 1 / 3
 (第 1 回目は 1 / 2)
 限度額 5 4 万円 (新規継続労働者は 7 1 万円) 2 回まで
 - 4 職業訓練の場合
 1 対象者 1 人あたり職業訓練の経費の 1 / 2 (季節的業務以外の職業訓練は 2 / 3)
 限度額 3 万円 (季節的業務以外は 4 万円) 3 回まで
 - 5 新分野進出の場合
 1 対象事業所に要した経費の 1 / 1 0
 限度額 5 0 0 万円 継続 3 回まで
 - 6 季節トライアル雇用終了後、常用雇用に移行した日から 6 か月の期間に支払った賃金の
 1 / 3 の額から、トライアル雇用により支給された試行雇用奨励金の額を減額した額
 限度額 7 1 万円 1 回限り

【ご利用方法】

- ・厚生労働大臣が指定する業種 (林業、建設業、水産食料品製造業等 9 業種) の事業主が対象です。(季節トライアル雇用は指定業種以外の事業主が対象)
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 011-709-2311 (内線 3682)
 ハローワーク (公共職業安定所) 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

人材確保等支援助成金 (中小企業基盤人材確保助成金)

新分野進出等 (創業、異業種への進出) 生産性の向上を目指すための人材を雇い入れた場合、それに伴い一般労働者を新たに雇い入れる場合に、一定額を助成します。

助成額

対象労働者のそれぞれの雇入れの日から起算して 1 年間で 6 か月ごと 2 期に分けて支給。

- 1 基盤人材を雇い入れた場合 (5 人まで)
 - 新分野進出等 各期 1 0 5 万円
 - 生産性の向上 各期 7 0 万円 (小規模事業所 9 0 万円)
- 2 一般労働者を雇い入れた場合 (基盤人材の雇入れ数と同数まで)
 - 新分野進出等 各期 2 0 万円
 - 生産性の向上 各期 1 5 万円 (小規模事業所 2 0 万円)

【ご利用方法】

- ・北海道知事から「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づき改善計画の認定を受けた中小企業者が対象となります。
- ・対象労働者の雇入れ等の前日までに、所定の認定申請書を雇用・能力開発機構北海道センターに提出し、認定を受ける必要があります。
- ・新分野進出等に伴う施設又は設備等の設置・整備に要する費用を 250 万円以上負担することが必要です。
- ・生産性の向上の場合は、労働生産性の値が厚生労働大臣の定める基準を満たす事業主が対象となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

(独) 雇用・能力開発機構北海道センター 011-640-8851

人材確保等支援助成金（中小企業人材確保推進事業助成金）

事業協同組合等が、構成中小企業者の人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を行った場合に、一定額を助成します。

助成額

認定組合等が行う中小企業人材確保推進事業に要した費用の3分の2。最大3年間支給。ただし、1事業年度に受給できる限度額は、事業共同組合等の規模に応じて次のとおり

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ・大規模認定組合等（構成中小企業者数500以上） | 限度額 1,000万円 |
| ・中規模認定組合等（同100以上500未満） | 限度額 800万円 |
| ・小規模認定組合等（同100未満） | 限度額 600万円 |

支給対象事業について

- 1 年次計画策定・調査事業
- 2 安定的雇用確保事業
- 3 職場定着事業
- 4 モデル事業普及活動事業

【ご利用方法】

- ・北海道知事から「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた事業協同組合等が対象となります。
- ・北海道労働局から当該推進事業の援助対象の指定を受け、雇用・能力開発機構北海道センターに所定の認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

（独）雇用・能力開発機構北海道センター 011-640-8850

人材確保等支援助成金（中小企業人材能力発揮奨励金）

生産性の向上が必要とされる中小企業者等が、雇用環境の高度化を図るための設備の設置又は整備を行い、併せて、労働者の雇い入れを新たに行った場合に、当該設備の設置に要した費用の一部を助成します。

助成額

- 1 雇い入れ人数が1人の場合
設備の設置又は整備に要した額の1/4（小規模事業所1/3）
- 2 雇い入れ人数が2人以上の場合
設備の設置又は整備に要した額の1/3（小規模事業所1/2）
- 3 限度額 1,000万円（小規模事業所1,500万円）

支給対象となる設備投資

生産性の向上に資する設備であって、雇用環境の高度化を図るもの
（例：産業用ロボット、自動縫製装置、自動搬出入装置、PC、POSシステム、高精度小型NC旋盤、三次元CAD等）

【ご利用方法】

- ・北海道知事から「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた中小企業者等が対象となります。
- ・設備の設置・整備あるいは対象労働者の雇入れの前日までに所定の認定申請書を雇用・能力開発機構北海道センターに提出し、認定を受ける必要があります。
- ・生産性向上のための設備の設置・整備に要する費用を100万円以上負担することが必要です。
- ・労働生産性の値が、厚生労働大臣の定める基準の満たすことが条件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

（独）雇用・能力開発機構北海道センター 011-640-8851

試行雇用奨励金

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を短期間（原則3か月間）試行的に雇用（トライアル雇用）する場合に、一定額を助成します。

助成額

試行雇用労働者1人につき月額4万円（最長3か月分）

なお、雇用期間が1か月に満たない月がある場合は就労日数に応じた額を支給

対象となる労働者

中高年齢者（45歳以上）、若年者等（40歳未満）、母子家庭の母等、季節労働者

中国残留邦人等永住帰国者、障害者、日雇労働者、住居喪失不安定就労者、ホームレス

【ご利用方法】

- ・トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める対象労働者を安定所の紹介で雇い入れることが条件となります。
- ・季節労働者をトライアル雇用する場合は、指定業種以外の事業を行う事業主であることが条件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業安定課若年雇用対策係 011-709-2311（内線3675）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

試行雇用奨励金（技能継承トライアル雇用）

中小企業の事業の継続・発展に不可欠な技能、技術、ノウハウ等、その技能を継承する若年者（雇入れ日において40歳未満）の能力や業務遂行の可能性を見極め、技能継承者の確保を図るため、一定期間の試行雇用を行った場合に、一定額を助成します。

支給額

試行雇用労働者1人につき月額6万円（最長3か月分）

なお、雇用期間が1か月に満たない月がある場合は就労日数に応じた額を支給

【ご利用方法】

- ・技能継承トライアル雇用に係る求人を公共安定所又は学校等に申込み、その紹介により、技能継承トライアル雇用求人関係資料又は技能継承トライアル雇用実施計画書に基づく対象者に係る技能継承トライアル雇用を行うことが条件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業安定課若年雇用対策係 011-709-2311（内線3675）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

若年者等正規雇用化特別奨励金

年長フリーター等（25歳以上40歳未満）や採用内定を取り消された方（40歳未満）を正規雇用する事業主が、一定期間毎に引き続き正規雇用している場合に、一定額を助成します。

支給額

支給額 1人につき100万円（大企業50万円）

正規雇用開始日から6カ月の日までを第1期、その翌日から1年の日までを第2期、その翌日から1年までの日を第3期として支給。

第1期 50万円（大企業25万円） 第2・3期 各25万円（大企業12万5千円）

支給要件

1 年長フリーター等（25歳以上40歳未満）を正規雇用する場合

ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークからの紹介により正規雇用する場合

（雇入れ日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者等）

ハローワークからの紹介によるトライアル雇用後に引き続き正規雇用する場合

（トライアル雇用開始日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者）

有期実習型訓練修了者を正規雇用する場合

（既に雇用している対象短時間等労働者に対して実施した当該訓練の場合、実施事業所において正規雇用に変換された者を除く）

2 採用内定を取り消された方（40歳未満）を正規雇用する場合

ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、採用内定を取り消されて就職先が未決定の新規学卒者をハローワークの紹介により正規雇用する場合

【ご利用方法】

・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業安定課若年雇用対策係 011-709-2311（内線3675）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

高齢者雇用開発特別奨励金

65歳以上の離職者をハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、週20時間以上の労働者として雇い入れる事業主に対し、一定額を助成します。

支給額

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として、6カ月毎に第1期、第2期に分けて次の額を支給します。

・対象労働者の一週間の所定労働時間が30時間以上

支給額 90万円（大企業50万円）...第1・2期 各45万円（大企業25万円）支給

・対象労働者の一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満

支給額 60万円（大企業30万円）...第1・2期 各30万円（大企業15万円）支給

対象労働者

以下のすべての要件を満たす者に限ります。

雇入れ日現在の満年齢が65歳以上の者

雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にない者

雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れられた者

雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上あった者

【ご利用方法】

・対象労働者をハローワーク又は適正な運用を期することのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れること、対象労働者を1年以上継続して雇用（期間の定めのない雇用又は1年以上の契約期間の雇用）することが確実であると認められる事業主であるなどの要件があります。

・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）

ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）

過去3年間に障害者を雇用したことがない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象となる常用労働者数、56～300人規模）が身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用した場合に、一定額を支給します。

支給額

対象労働者1人目を雇用した場合に限り、100万円支給。
（精神障害者である短時間労働者の場合は、2人同時の雇入れをもって1人目と見なす。）

対象労働者

身体障害者、知的障害者、精神障害者
（雇い入れられた日現在において65歳未満の者に限る。）

【ご利用方法】

- ・公共職業安定所の紹介により、対象労働者を一般被保険者として雇い入れ、奨励金の支給後も引き続き雇用することが必要です。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 011-709-2311（内線3684）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

精神障害者ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金

精神障害者を試行的に雇用し、短時間の就業から始め、一定の期間をかけて就業時間を伸ばしていくステップアップ雇用を行った場合に、一定額を支給します。

また、効果的な職場適応のため、精神障害者をグループで雇用した場合に、一定額を支給します。

支給額

1 精神障害者ステップアップ雇用奨励金

対象労働者1人当たり月額2万5千円（最大12か月）
なお、欠勤等により就労日数が就労予定していた日数より少ない場合は減額支給

2 グループ雇用奨励加算金

1 グループにつき月額2万5千円（最大12か月）
なお、グループメンバーの2人以上の実際の勤務日が1か月間に8日以上重なっていること

ステップアップ雇用

ハローワークに求職登録している精神障害者を、原則3か月以上12か月以内、週10時間以上の雇用契約で雇い入れ、徐々に就労時間を延長し、週20時間以上働くことを目指していきます。

【ご利用方法】

- ・公共職業安定所の紹介により精神障害者をステップアップ雇用として雇い入れることが条件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 011-709-2311（内線3684）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

特例子会社等設立促進助成金

特例子会社、または重度障害者多数雇用事業所を新規設立し、1年以内に障害者を新たに10人以上常用雇用した事業主に対し、一定額を助成します。

支給額

対象労働者（短時間労働者を除く）の雇入れが完了した日から起算した6カ月後を第1期、以後1年ごとに第2期、第3期とし、対象労働者数に応じた次の額を支給します。（10人以上の雇用が対象）

| | | |
|------------|-------------|---------------|
| 10人以上15人未満 | 第1期 2,000万円 | 第2・3期 1,000万円 |
| 15人以上20人未満 | 第1期 3,000万円 | 第2・3期 1,500万円 |
| 20人以上25人未満 | 第1期 4,000万円 | 第2・3期 2,000万円 |
| 25人以上 | 第1期 5,000万円 | 第2・3期 2,500万円 |

対象労働者

身体障害者、知的障害者、精神障害者

【ご利用方法】

- ・対象労働者を常用雇用者として10人以上雇用し、かつそれらの対象労働者数が当該特例子会社の全常用労働者の20%以上であることや、重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者割合が30%以上であることなどがが必要です。
- ・対象労働者の雇入れ完了日の翌日から1ヶ月以内に、「受給資格認定申請」を行うことが必要です。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 011-709-2311（内線3684）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

事業協同組合等雇用促進事業助成金

複数の常用労働者数56人以上の企業が、事業協同組合等を活用し共同で、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を継続して雇用する労働者として新たに雇入れし、雇用促進事業を実施した場合に、その事業共同組合等に対し、一定額を助成します。

支給対象事業協同組合等

- ・雇用保険の適用事業の事業主であり、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の8に規定する事業協同組合、水産加工業協同組合、商工組合又は商店街振興組合である事業主であること
- ・平成21年4月1日以降に、対象労働者を一般被保険者として雇入れ、障害者雇用促進法第45条の3第1項第3号に規定する雇用促進事業を実施する事業主であること

対象労働者

- ・身体障害者（身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者）
- ・知的障害者（療養手帳の交付を受けている者又は児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターの判定を受けている者）
- ・精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者）

助成額

50万円

支給対象期（対象労働者の雇入れ日から起算した6ヶ月）の末日より前に対象労働者が離職した場合は、支給できません。

【ご利用方法】

- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係（障害担当） 011-709-2311（内線3684）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

発達障害者雇用開発助成金

地域障害者職業センターの支援を受けた発達障害者を継続して雇用する労働者として新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を報告する事業主に対し、賃金相当額の一部を助成します。

対象労働者

次のいずれにも該当する者（雇入日現在で65歳未満の者に限る）

- ・医師の診断書等により、発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者であることが確認できる者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は同条第6号に規定する精神障害者を除く）
- ・ハローワークによる紹介時点において、既に地域障害者職業センターによる職業評価を受けている者

助成額

助成対象期間を6カ月毎に区分した期間を支給対象期（第1期～第3期）として支給

- ・短時間労働者以外の者

支給総額 135万円（大企業50万円）

第1期～第3期 各45万円（3回）（大企業は第1期・第2期 各25万円（2回））

- ・短時間労働者（1週間当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満）

支給総額 90万円（大企業30万円）

第1期～第3期 各30万円（3回）（大企業は第1期・第2期 各15万円（2回））

対象労働者を雇入れた事業主が当該対象労働者について最低賃金法第8条の最低賃金の適用除外の認可を受けている場合は、支給対象期に対象労働者に支払った賃金に助成額を乗じた額（上記の支給対象期ごとの支給額を上限）となります。

助成率 1/3（大企業1/4）

【ご利用方法】

- ・対象労働者をハローワークの紹介により一般被保険者として雇入れ、助成金支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められることが必要です。また、対象労働者は、紹介を受けた日に被保険者でない者（失業等の状態にある者）に限られます。
- ・対象労働者の雇入日前後6カ月間に、雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働保険被保険者を除く）を事業主都合により解雇（勤奨退職も含む）していないことなどの要件もあります。
- ・安定所及び地域職業センター職員が事業所訪問を行い、雇用管理等の状況を確認及び指導することとなります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係（障害担当） 011-709-2311（内線3684）

難治性疾患患者雇用開発助成金

難治性疾患患者をハローワークの紹介により常用労働者として新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を報告する事業主に対し、賃金相当額の一部を助成します。

対象労働者

厚生労働省が実施する厚生労働科学研究費補助金による難治性疾患克服研究事業の対象疾患（ ）又は進行性筋萎縮症（筋ジストロフィー）を有する者であって、都道府県知事が交付する特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者等あるいは医師の診断書等により確認できる者。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は同条第6号に規定する精神障害者である者は除く。

平成21年4月1日現在130疾患が対象となっています。詳しくは北海道労働局又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

助成額

助成対象期間を6カ月毎に区分した期間を支給対象期（第1期～第3期）として支給

・短時間労働者以外の者

支給総額 135万円（大企業50万円）

第1期～第3期 各45万円（3回）（大企業は第1期・第2期 各25万円（2回））

・短時間労働者（1週間当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満）

支給総額 90万円（大企業30万円）

第1期～第3期 各30万円（3回）（大企業は第1期・第2期 各15万円（2回））

対象労働者を雇入れた事業主が当該対象労働者について最低賃金法第8条の最低賃金の適用除外の認可を受けている場合は、支給対象期に対象労働者に支払った賃金に助成額を乗じた額（上記の支給対象期ごとの支給額を上限）となります。

助成率 1/3（大企業1/4）

【ご利用方法】

- ・対象労働者をハローワークの紹介により一般被保険者として雇入れ、助成金支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められることが必要です。また、対象労働者は、紹介を受けた日に被保険者でない者（失業等の状態にある者）に限られます。
- ・対象労働者の雇入日前後6カ月間に、雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働保険被保険者を除く）を事業主都合により解雇（勧奨退職も含む）していないことなどの要件もあります。
- ・安定所職員が職場訪問を行います。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係（障害担当） 011-709-2311（内線3684）

キャリア形成促進助成金

年間職業能力開発計画を作成し、これに基づき、従業員を対象として、目的が明確化された職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行う場合に、一定額を助成します。

訓練等支給給付金

- 1 従業員に職業訓練（OJT除く）を受けさせる場合（中小企業のみ）
 - <助成額>
 - ・訓練に要した経費の1/2
 - ・訓練時間に応じて支払った賃金の1/2
- 2 職業能力高度化支援制度もしくは通常労働者転換制度を新たに設け、パートや契約社員等に職業訓練（OJT除く）を受けさせる場合
 - <助成額>
 - ・訓練に要した経費の1/2（大企業1/3）
 - ・訓練時間に応じて支払った賃金の1/2（大企業1/3）
- 3 認定実習併用職業訓練又は有期実習型訓練を受けさせる場合
 - <助成額>
 - ・訓練（OJT除く）に要した経費の3/4（大企業2/3）
 - ・訓練（OJT除く）時間に応じて支払った賃金の3/4（大企業2/3）
 - ・訓練（OJT）の実施時間に応じて、1人につき1時間600円（限度額408,000円（有期実習型訓練は204,000円））
 - ・このほか、キャリア・コンサルティングを受けさせる場合の経費及び賃金への助成、能力評価を実施する場合の助成があります。
- 4 従業員の自発的な職業能力開発の支援に対する助成
 - <助成額>
 - ・事業主が負担した能力開発に係る経費の1/2（大企業1/3）
 - ・職業能力開発休暇期間中の訓練時間に応じて支払った賃金の1/2（大企業1/3）
 - ・自発的職業能力開発時間確保措置の実施に要した経費及び支払った賃金の1/2（大企業1/3）
 - ・長期職業能力開発休暇中に支払った賃金及び要した経費の1/2（大企業1/3）
 - ・このほか、制度導入に係る奨励金や制度の利用促進に係る奨励金があります。
 - ・労働者の申し出により、職業訓練等を受ける時間を確保するために必要な措置（始業及び終業時間の変更、勤務時間の短縮又は時間外労働の制限）

職業能力評価推進給付金

- 従業員に対して当該事業主以外が行う厚生労働大臣が定める職業能力検定を受講させる場合
- <助成額>
 - ・職業能力検定の受験に要する経費（受験料等）の3/4
 - ・職業能力検定の受験時間に応じて支払った賃金の3/4
 - ・経費及び賃金の助成額をあわせて、1人につき年間5万円が限度

地域雇用開発能力開発助成金

- 事業所が所在する同意雇用開発促進地域（隣接地域を含む）の求職者を雇い入れ、その雇い入れた者又は内定者に職業訓練を受けさせる場合
- <助成額>
 - ・職業訓練（OJTを除く）の経費の2/3（大企業1/2）
 - ・職業訓練（OJTを除く）期間中に支払った賃金の2/3（大企業1/2）

中小企業雇用創出等能力開発助成金

- 中小企業労働力確保法に基づき、北海道知事から雇用管理の改善計画の認定を受けた中小企業等が、従業員又は内定者に対し、職業訓練を受けさせる又は教育訓練を受けるために必要な経費を負担若しくは休暇を与える場合
- <助成額>
 - ・職業訓練の経費の1/2（小規模事業主2/3）
 - ・職業訓練期間中に支払った賃金の1/2（小規模事業主2/3）

【ご利用方法】

- ・上記の助成金には、訓練時間に応じた限度額、対象となる訓練時間の上限があります。
- ・職業能力開発推進者を選任し、職業能力開発協会に選任届を提出していることが必要です。
- ・労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、当該計画の内容を従業員に対して周知することが必要です。
- ・所定の計画書、受給資格認定申請書を雇用・能力開発機構北海道センターに提出し、受給資格認定を受ける必要があります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

（独）雇用・能力開発機構北海道センター

011-640-8851

介護未経験者確保等助成金

介護関係業務の未経験者を期間の定めのない労働者として雇い入れた場合、一定額を助成します。

介護関係未経験者

介護関係の資格を取得しているかどうかにかかわらず、これまで雇用契約のもとに介護関係の仕事に携わったことのない者。(満65歳以上の者及び新規学卒者を除く。)

助成額

介護業務の未経験者を最初に雇い入れた日から6カ月間の支給対象期ごとに、1人につき25万円(介護参入特定労働者の場合50万円)支給。
支給は第1期・第2期に分けて行い、助成対象期間は雇入れ日から1年間。
対象労働者数は、企業規模(雇用する雇用保険被保険者の総数)が200人未満の場合3人まで、200人以上300人未満の場合6人まで、以降100人増加するごとに3人ずつ加算(上限200人)。

介護参入特定労働者とは、介護未経験者で、過去1年間に雇用保険被保険者でなかった25歳以上40歳未満の者をいう。

【ご利用方法】

- ・介護労働者雇用管理責任者を選任し、かつ、その選任した者の氏名の周知を事業所内に掲示等により行うことが必要です。
- ・雇入れ日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請までに、雇用保険被保険者を事業主都合で解雇(勧奨解雇を含む。)していないことなどの要件があります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター(北海道労働局) 011-709-2311(内線3685)
その他、事業所の管轄するハローワーク

介護労働者設備等整備モデル奨励金

介護労働者の身体的負担軽減や腰痛を予防するため、介護福祉機器を厚生労働省(北海道労働局長)の認定を受けて導入した場合に、一定額を助成します。

助成額

介護福祉機器の導入等に要した費用の1/2(上限250万円)

対象となる介護福祉機器

移動用リフト、自動車用車いすリフト、立位補助機、ベッド、座面昇降機能付車いす、特殊浴槽、ストレッチャー、シャワーキャリア、昇降装置、その他腰痛予防の効果が特に高いと考えられるもの

【ご利用方法】

- ・北海道労働局長から導入・運用計画の認定を受けることが必要です。また導入後は、導入機器の使用を徹底するための研修、腰痛予防の講習、導入機器のメンテナンス、導入効果の把握等を行うことが必要です。
- ・介護労働者雇用管理責任者を選任し、かつ、その選任した者の氏名の周知を事業所内に掲示等により行うことが必要です。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター(北海道労働局) 011-709-2311(内線3685)
(財)介護労働安定センター北海道支部 011-219-3157

介護基盤人材確保助成金

介護分野で新サービスの提供等を行おうとする事業主が、介護労働者の定着率改善を図るとともにその雇用管理の改善を推進するために特定労働者を雇い入れる場合に、一定額を助成します。

介護分野での新サービス

介護分野における新規創業、異業種から介護分野への進出、従来から実施していた介護サービスとは別の介護サービスの提供、支店等の増設による営業エリアの拡大等。

助成額

最初に特定労働者を雇い入れた日から起算して6か月の期間に限り、特定労働者1人当たり70万円を限度に支給。(支給対象は3人まで)

特定労働者

- ・ 社会福祉士又は介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員(1級)で、保健医療サービス又は福祉サービスの実務経験1年以上の者
- ・ サービス提供責任者としての実務経験1年以上の者

【ご利用方法】

- ・ 介護労働者法に基づき、北海道知事から改善計画の認定を受けること、及び、北海道労働局から介護基盤人材確保助成金申請計画の認定を受けることが必要です。
- ・ 介護労働者雇用管理責任者を選任し、かつ、その選任した者の氏名の周知を事業所内に掲示等により行うことが必要です。
- ・ 詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター(北海道労働局) 011-709-2311(内線3685)
(財)介護労働安定センター北海道支部 011-219-3157

介護雇用管理制度導入奨励金

介護関連事業主が、介護労働者のキャリアアップ、処遇改善等のための各種人事管理制度の導入(見直し)を行い、かつ、雇用管理改善事業を改善した場合に、その経費の一部を助成します。

人事管理制度の導入(見直し)事業

- 1 人事制度等に関するもの
変形勤務等の勤務形態、目標管理制度、能力評価制度、人事考課制度等
- 2 賃金体系に関するもの
- 3 教育訓練に関するもの

雇用管理改善事業

- 1 採用に関するもの
- 2 人的管理に関するもの
- 3 健康管理に関するもの

助成額

支給額は、次の1及び2の合計額とし、限度額1,000万円

- 1 人事管理制度の導入(見直し)事業に要した経費額
- 2 雇用管理改善事業に要した経費の1/2

【ご利用方法】

- ・ 介護労働者の雇用管理に取り組むとともに、「介護労働者雇用管理責任者」を選任し、かつ、その選任した者の氏名の周知を事業所内に掲示等を行っていることが要件となります。
- ・ 詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

(財)介護労働安定センター北海道支部 011-219-3157

定年引上げ等奨励金

65歳以上への定年の引き上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入、定年の定め廃止、70歳まで働ける新たな職域拡大等を行った場合などに、一定額を支給します。

中小企業定年引上げ等奨励金

65歳以上への定年の引き上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入、65歳前に契約期間が切れない契約形態による希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用制度の導入、65歳定年継続雇用制度又は定年の定め廃止を実施した中小企業事業主の場合。

<助成額>

- ・事業主が実施した措置及び企業規模（常用被保険者数）に応じて一定額を助成
10万円から160万円まで
多様な労働時間制度（高齢短時間制度）を併せて導入した場合、20万円加算。

高齢者雇用モデル企業助成金

65歳以上まで働くことができる新たな高齢者の職域の拡大や、人事処遇の改善に積極的に取り組む事業主、又は、60歳以上の高齢者を積極的に活用する事業主が計画の認定を受け、モデル性や地域における波及効果のある取組みを実施した場合。

<助成額>

- ・認定された計画を具体的実施するための実施計画の策定に係る経費の1/2（第1期）
限度額 175万円又は250万円
- ・実施計画の実施に要した経費の1/2（第2期）
限度額 350万円又は500万円から第1期の助成額を差し引いた額

中小企業高齢者雇用確保実現奨励金

事業主団体が傘下の中小企業事業主に対する高齢者雇用確保措置の導入その他必要な雇用環境の整備に係る相談・指導等を実施した場合。

<助成額>

- ・対象期間は1年間とし、前期、後期に区別し、それぞれの期ごとに支給
- ・総支給上限額（100万円～300万円）及び前期支給上限額（50万円～150万円）は、計画申請日における事業主団体の構成事業主の数に応じて定める額

【ご利用方法】

- ・所定の計画書を作成のうえ、（社）北海道高齢・障害者雇用促進協会を經由して、（独）高齢・障害者雇用支援機構に提出し、認定を受ける必要があります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

（社）北海道高齢・障害者雇用促進協会

011-204-9381

中小企業雇用安定化奨励金

中小企業事業主が有期契約労働者を新たな転換制度により正社員に転換させた場合、正社員と共通の処遇制度を導入した場合に、一定額を助成します。

助成額

1 正社員転換制度の導入

新たに転換制度を導入し、かつ、当該制度を適用しその雇用する有期契約労働者を1人以上正社員（通常の労働者）に転換させた場合

1事業主につき35万円

制度を導入した日から3年以内に3人（母子家庭の母等を含む場合は2人）以上の有期契約労働者を、当該制度を適用して通常の労働者に転換させた場合

当該対象労働者10人までについて、1人につき10万円

（母子家庭の母等は、1人につき15万円）

2 正社員と共通の処遇制度の導入

有期契約労働者（パートタイム労働者を除く）に対し、賃金、賞与等について正社員と共通の処遇制度を導入し、対象者が1人以上出た場合

1事業主につき50万円

正社員と共通の教育訓練制度を導入し、その雇用する有期契約労働者の3割以上の者に対し、実際に教育訓練を実施した場合

1事業主につき35万円

【ご利用方法】

- ・雇用する全ての有期契約労働者を対象として、制度を労働協約又は就業規則に新たに定めた事業主が対象となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）

ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

中小企業子育て支援助成金

労働協約又は就業規則に一定の要件を備えた育児休業、短時間勤務制度を規定する中小企業事業主（従業員100人以下）に対して、育児休業取得者、短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に一定額を助成します。

支給額

育児休業取得者、短時間勤務利用者のいずれかの対象者が初めて出た場合に、5人目まで次の額を支給

- | | | |
|--------|-------|------------------------|
| ・1人目 | 育児休業 | 100万円 |
| | 短時間勤務 | 利用期間に応じて、60万円から100万円まで |
| ・2人目以降 | 育児休業 | 80万円 |
| | 短時間勤務 | 利用期間に応じて、40万円から80万円まで |

【ご利用方法】

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届出ていることが必要です。
- ・労働協約又は就業規則に育児休業又は短時間勤務について規定していることが必要です。
- ・当該企業において平成18年4月1日以降、初めて育児休業を取得させ、又は短時間勤務制度を利用させた場合に該当となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

（財）21世紀職業財団北海道事務所 011-707-6198

北海道労働局雇用均等室 011-709-2311（内線3573）

両立支援レベルアップ助成金

事業所内託児施設設置・運営コース

従業員のための託児施設を事業所内に設置する場合に、その設置、運営、増築及び保育遊具等購入に係る費用の一部を助成します。

- <助成額>
- ・設置費 新築又は購入した費用の2/3(大企業1/2)(2,300万円を限度)
 - ・運営費 運営に要した費用の2/3(大企業1/2)(施設規模や運営形態に応じて限度額あり)
 - ・増改築 増築に要した費用の1/2(1,150万円を限度)
立替えに要した費用の1/2(2,300万円を限度)
 - ・保育遊具等購入費 購入に要した費用から自己負担金10万円を控除した額(40万円を限度)

【ご利用方法】

- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道労働局雇用均等室 011-709-2311(内線3572)

育児・介護費用等補助コース

従業員が利用した育児・介護サービス費用のうち、事業主が負担した額に対して助成します。

- <助成額>
- 育児サービス 3/4(大企業1/3)
 - 介護サービス 1/2(大企業1/3)
- 年間限度額は、利用者1人当たり40万円(大企業30万円)、1事業所当たり480万円(大企業360万円)

従業員の育児・介護サービスを補助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて従業員に費用補助を行った場合、上記の額に加えて次の額を支給します。

1事業主につき40万円(大企業30万円)

代替要員確保コース

育児休業取得者を育児休業終了後、原職又は原職相当職に復帰させる取扱いを労働協約又は就業規則に規定した上で、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた場合に助成します。

- <助成額>
- 1人目 50万円(大企業40万円)、2人目以降 15万円(大企業10万円)
 - 1事業所当たり1年度10人まで

子育て期の短時間勤務支援コース

就業規則等により小学校第3学年の修了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者に利用させた場合に助成します。

- <助成額>
- 1人目 50万円(大企業40万円)、2人目以降 15万円(大企業10万円)
 - 1事業主あたり延べ10人まで

職場風土改革コース

計画的に職場風土改革に2年間取り組み、育児休業制度等を取得しやすい環境整備を行う事業主を指定し、成果をあげた場合に助成します。

| | | |
|------|---|------------|
| 1年度目 | 実施前に比べ、両立指標の得点向上 | 50万円 |
| 2年度目 | 1年度目よりさらに、両立指標の得点向上 | 50万円 |
| | 2か年度にわたる取り組みの結果、女性の育児休業取得率が80%以上かつ、配偶者が出産した男性の育児休業取得率が10%以上であって、事業終了後の両立指標得点が190点以上の事業主 | 50万円 加算 |

休業中能力アップコース

育児休業又は介護休業をする労働者の職場適応性や職業能力の維持、向上を図る措置を計画的に実施する場合に助成します。

- <助成額>
- 職場復帰プログラムの内容・実施期間に応じて、対象労働者1人当たり21万円(大企業16万円)を限度

【ご利用方法】

- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

(財)21世紀職業財団北海道事務所 011-707-6198

育児休業取得促進等助成金（育児休業取得促進措置、短時間勤務促進措置）

従業員に対し、育児休業又は養育のための短時間勤務制度を利用させ、経済的支援を行った場合に、その費用の一部を助成します。

助成額

1 育児休業取得促進措置

- 従業員の育児休業期間中に事業主が行う経済的支援の額の3/4（大企業2/3）
- ・経済的支援とは、事業主が従業員の育児休業期間中に就業規則、給与規定等に基づき従業員に対して支払う手当等をいいます。
 - ・助成の対象となる期間の定めがあるほか、対象者の賃金日額などに応じて助成額に上限があります。

2 短時間勤務促進措置

- 短時間勤務制度の利用前・利用後の基本給の額、短時間勤務制度を利用する場合・利用しない場合の所定労働時間（日数）、助成率（3/4（大企業2/3））などから一定の算定方法により算出した額
- ・雇用保険の期本手当の日額に応じて助成額に上限があります。

【ご利用方法】

- ・労働協約又は就業規則に育児休業の制度、短時間勤務の制度が定められていることが条件となります。
- ・それぞれの措置について3カ月以上連続して利用されることが条件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を休業、教育訓練又は出向させた場合、その手当若しくは賃金等の一部を助成します。

支給額

1 休業等の場合

- 助成率：休業手当相当額の2/3
限度額：1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額
支給限度日数：3年間で300日（最初の1年間で200日分まで）
教育訓練を実施した場合は、1人1日当たり1,200円を加算。

休業期間とその直前6カ月に解雇をせず、休業前の8割以上の労働者の維持を図った場合、助成率を3/4とします。

2 出向の場合

- 助成率：出向元で負担した賃金の2/3（出向前の通常賃金の1/2を限度）
限度額：1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度。

【ご利用方法】

- ・売上高又は生産量等の最近3か月間の月平均値がその直前又は前年同期に比べ5%以上減少していることが要件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

中小企業緊急雇用安定助成金

景気の変動、産業構造の変化その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、雇用する労働者を休業、教育訓練又は出向させた場合、その手当若しくは賃金等の一部を助成します。

支給額

1 休業等の場合

助成率：休業手当相当額の4/5

限度額：1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額

支給限度日数：3年間で300日（最初の1年間で200日分まで）

教育訓練を実施した場合は、1人1日当たり6,000円を加算。

休業期間とその直前6カ月に解雇をせず、休業前の8割以上の労働者の維持を図った場合、助成率を9/10とします。

2 出向の場合

助成率：出向元で負担した賃金の4/5（出向前の通常賃金の1/2を限度）

限度額：1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度。

【ご利用方法】

- ・売上高又は生産量等の最近3か月間の月平均値がその直前又は前年同期に比べ減少していること、前期決算等の経常利益が赤字であること（生産量が5%以上減少している場合は除く）が要件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

残業削減雇用維持奨励金

景気の変動、産業構造の変化その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者のため、残業時間を削減して雇用の維持等を行う場合、一定額を助成します。

支給額

・有期契約労働者 1人当たり15万円（年30万円）（大企業10万円（年20万円））

・派遣労働者 1人当たり22万5千円（年45万円）（大企業15万円（年30万円））
（上限はそれぞれ100人）

【ご利用方法】

- ・労働組合等との間に残業削減に関する書面による協定を締結し、当該書面の写しを添えた残業削減計画届を事前に提出する必要があります。
- ・売上高又は生産量等の最近3か月間の月平均値がその直前又は前年同期に比べ減少していること、前期決算等の経常利益が赤字であること（生産量が5%以上減少している場合は除く）や、残業削減前の8割以上の労働者の雇用を維持することなどが要件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

派遣労働者雇用安定化特別奨励金

6か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に、労働者派遣の期間が終了する前に派遣労働者を直接雇い入れる場合に、一定額を助成します。

支給額**1 期間の定めのない労働契約の場合**

1人 計100万円（大企業50万円）
（雇い入れの日から6カ月経過後に50万円（大企業25万円）、1年6カ月経過後に25万円（同12万5千円）、2年6カ月経過後に25万円（同12万5千円）支給します。）

2 6か月以上の期間の定めのある労働契約の場合（更新有りの場合に限る。）

1人 計50万円（大企業25万円）
（雇い入れの日から6カ月経過後に30万円（大企業15万円）、1年6カ月経過後に10万円（同5万円）、2年6カ月経過後に10万円（同5万円）支給します。）

【ご利用方法】

- ・派遣先である事業主であって、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について6か月を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けたものであるなど、一定の要件があります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業安定課需給調整事業室 011-709-2311（内線3662）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

産学人材育成パートナーシップ事業

業界と大学界が人材育成における横断的課題や業種・分野的課題等について幅広く対話を行い、具体的行動につなげる『産学人材育成パートナーシップ』での検討結果を踏まえた人材育成プログラムの開発とその実証等を支援し、産学連携によるあらたな人材育成体制の構築を促進します。

事業の概要

1. 産学人材育成パートナーシッププログラム開発・実証

対象事業

産学人材育成パートナーシップの検討内容を踏まえた、人材育成面における産業界と大学界の関係強化につながる人材育成プログラムの開発・実証や全体にかかる課題発見、解決力やマネジメント力等、イノベーション創出をリードできる人材の育成の取組

対象分野

化学、機械、材料、資源（鉱物資源）、電気・電子、バイオ

2. 地域産学連携プログラム開発・実証

対象事業

地域の課題の解決に貢献する中核的な人材を輩出するための産学連携による人材育成プログラムの開発・実証（地域の特徴を踏まえた農業と商工業の連携による提案も含む）

事業期間：2年以内

対象者：産学連携により構成されるコンソーシアムの代表者である管理法人

【問い合わせ先】

北海道経済産業局地域経済部産業人材政策課

011-709-2311（内線2560）

工業高校等実践教育導入事業

地域の産業界と専門高校、行政等が連携して、学校への企業技術者の講師派遣、生徒や教員の企業研修等を行うことにより、若手ものづくり人材を育成するための専門高校の実践的な人材育成プログラムを開発・実証する事業です。

事業の概要：

都道府県等教育委員会が事業実施機関と連携して、「人材育成連携推進委員会（仮称）」を設置し、地域・学科の特色、当該地域の産業集積の状況及び地域の中小企業等のニーズに沿った連携方策等を検討する。

「生徒の企業実習」、「企業技術者等による学校での実践的指導」、「教員の企業での高度技術習得」、「専門高校と企業の共同研究」等、地域産業界のニーズを踏まえた専門高校における実践的なものづくり人材育成プログラムを開発し、実証する。

対象者：公益法人、認可法人、特定非営利活動法人、民間企業等

本事業は、事業実施機関と都道府県又は政令指定都市教育委員会（以下、「都道府県等教育委員会」という。）が共同提案するものです。従って、事業実施機関が経済産業省に応募するには、同時に、都道府県等教育委員会が文部科学省の実施する「地域産業の担い手育成プロジェクト」に、同様の内容で応募することが条件となります。

【問い合わせ先】

北海道経済産業局地域経済部産業人材政策課

011-709-2311（内線2560）

中小企業総合振興資金（事業活性化資金・産業振興資金）

下記の融資対象となる方に事業資金や設備資金の融資を行います。

- 事業活性化資金（創業貸付）の融資対象となる方
- 1 これから事業を開始しようとする計画を有する方
（「融資額と同額以上」又は「事業に必要な資金の概ね20%以上」の自己資金が必要です。）
 - 2 分社化して新たに事業を開始しようとする会社
 - 3 創業（分社化）後5年を経過していない中小企業者等
- 事業活性化資金（ステップアップ貸付）の融資対象となる方
- 事業拡張による事業規模の拡大や情報化への取組み、設備の近代化による経営の効率化などを図ろうとする計画（ステップアップ計画）を有する中小企業者等
- 事業活性化資金（事業革新貸付）の融資対象となる方
- 1 北海道産業振興条例に基づき自社の競争力の強化を図ろうとする方
 - 2 新技術、新製品等の開発や活用、事業の多角化や新たな事業分野への進出等を行う方
 - 3 地域における産業や商業等の活性化を図る計画に則った事業を行う中小企業者等
 - 4 国際標準化に対応するために製造工程等の改善等を行う中小企業者等
 - 5 省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する中小企業者等
 - 6 地域における雇用の創出又は確保のための事業を行おうとする方
- 産業振興資金（企業立地貸付）の融資対象となる方
- 工場や事業所の新增設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者

主な内容

| 資金名 | 貸付区分 | 融資金額 （資金用途） | 融資期間 （うち据置期間） | 信用保証 |
|---------|-----------|---------------------|------------------|----------------------|
| | | | | |
| 事業活性化資金 | 創業貸付 | 2,500万円以内 （事業資金） | 10年以内 （2年以内） | 北海道信用保証協会の保証付きとなります。 |
| | ステップアップ貸付 | 8,000万円以内 （事業資金） | 10年以内 （1年以内） | |
| | 事業革新貸付 | 1億円以内 （事業資金） | 10年以内 （1年以内） | |
| 産業振興資金 | 企業立地貸付 | 8億円以内 （設備資金） | 15年以内 （2年以内） | |

融資利率（年率）

| 資金名 | 貸付区分 | 固定金利 （借入時の金利が完済する まで変わりません） | | 変動金利 （市場実勢に応じ半年毎に 金利が変わります） 融資期間が3年を超える 貸付の場合に選択可 |
|---------|-----------|-----------------------------------|------|---|
| | | 3年以内 | 5年以内 | |
| 事業活性化資金 | 創業貸付 | 3年以内 | 1.4% | 1.4% |
| | | 5年以内 | 1.6% | |
| | | 7年以内 | 1.8% | |
| | | 10年以内 | 2.0% | |
| | ステップアップ貸付 | 3年以内 | 1.6% | 1.6% |
| | | 5年以内 | 1.8% | |
| | | 7年以内 | 2.0% | |
| | | 10年以内 | 2.2% | |
| | 事業革新貸付 | 3年以内 | 1.4% | 1.4% |
| 5年以内 | | 1.6% | | |
| 7年以内 | | 1.8% | | |
| 10年以内 | | 2.0% | | |
| 15年以内 | | 2.0% | | |
| 産業振興資金 | 企業立地貸付 | 3年以内 | 1.4% | 1.4% |
| | | 5年以内 | 1.6% | |
| | | 7年以内 | 1.8% | |
| | | 10年以内 | 2.0% | |
| | | 15年以内 | 2.0% | |

（平成21年4月1日現在のものですので、最新のものはお問い合わせのうえご確認ください）

【ご利用方法】

- ・資金の借入を希望する方は、地元の商工会議所、商工会又は北海道中小企業団体中央会に融資あっせんの申し込みをしてください。
- ・詳細につきましては、お問い合わせのうえご確認ください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局商工金融課 金融支援グループ 011-204-5346
支庁商工労働観光課、小樽商工労働事務所 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

融資制度

設備資金貸付、設備貸与

創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を図ろうとする場合に、(財)北海道中小企業総合支援センターが設備資金の貸し付け並びに設備導入を図ろうとする中小企業者に代わって設備を購入し、割賦販売又はリースします。

設備資金貸付制度の内容

| | |
|-------|---|
| 貸付限度額 | <ul style="list-style-type: none"> 設備価格の1/2以内で50万円～4,000万円 創業前又は創業後1年未満の場合は25万円～4,000万円 創業後1年以上5年未満の場合は50万円～6,000万円) *産業活力再生特別措置法による認定ベンチャー企業に対しては特例措置として設備価格の2/3以内で、66万円～6,000万円 |
| 貸付利率 | 無利子 |
| 貸付期間 | 7年以内 公害防止施設は12年以内(うち据置期間1年以内) |

設備貸与制度の内容

| | 割 賦 | リ ース |
|-------|--|-------------------------|
| 貸付限度額 | 100万円～6,000万円(創業前又は創業後1年未満は50万円～3,000万円) | |
| 貸付利率 | 割賦損料率 年 2.75% 保証金 10% | 月額リース料率 3.004～1.406% |
| 貸付期間 | 7年以内 公害防止施設は12年以内(うち据置期間1年以内) | 3～7年 |

対象となる事業者

- ・原則として常用従業員数20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者(創業前1月(会社設立の場合2月)以内の創業予定者を含む。)
- ・対象設備は、創業者の事業のために必要な設備及び小規模企業者の経営基盤の強化に必要な設備として一定の要件を満たすもの。

【ご利用方法】

- ・詳しくは、下記までお問い合わせください

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局商工金融課 近代化資金グループ 011-204-5345
(財)北海道中小企業総合支援センター 011-232-2404(設備資金担当部)

新たんぼば資金 (新生ほっかいどう資金・ワイド融資)

これから事業を開始しようとする計画を有する方で、自己資金額が開業に必要な資金の概ね20%に満たない方に事業資金の融資を行います。

制度の概要

- ・ 資 金 使 途 : 事業資金
- ・ 融 資 金 額 : 2,500万円以内
- ・ 融 資 期 間 : 10年以内(うち据置1年以内)
- ・ 融 資 利 率 : 金融機関所定の利率
- ・ 担保及び保証人 : 取扱金融機関の定めるところによります
- ・ 償 還 方 法 : 同上
- ・ 信 用 保 証 : 北海道信用保証協会の保証付きとなります
(ただし、保証割合は融資金額のうち50%です)
- ・ 保 証 料 率 : 年1.08%(信用保証協会が定める要件に該当する場合は、0.1～0.2%の割引があります)

【ご利用方法】

- ・資金の借入を希望する方は、地元の商工会議所、商工会に融資あっせんの申し込みをしてください。
- ・詳細につきましては、お問い合わせのうえご確認ください。

【問い合わせ先】

北海道経済部商工局商工金融課 金融支援グループ 011-204-5346
支庁商工労働観光課、小樽商工労働事務所 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

問い合わせ先一覧

経済産業省関係

| 団体名 | 所在地 | 電話番号 |
|--|---|------------------------------|
| 北海道経済産業局 地域経済部 産業人材政策課 産業技術課 新規事業課 産業部 中小企業課 | 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 URL: http://www.hkd.meti.go.jp/index.htm | 011(709)2311 |
| (独)中小企業基盤整備機構 新事業支援部資金助成室 | 東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 URL: http://www.smrj.go.jp/index.html | 03(5470)1539 |
| (独)中小企業基盤整備機構 北海道支店 中小企業・ベンチャー総合支援センター 北海道 新連携支援北海道地域戦略会議事務局 | 札幌市北区北7条西4丁目5-1 伊藤110ビル8階 URL: http://www.smrj.go.jp/center/hokkaido/index.html | 011(738)1365 011(738)2100 |
| 中小企業大学校旭川校 | 旭川市緑が丘東3条2丁目2-1 URL: http://www.smrj.go.jp/asahikawa/ | 0166(65)1200 |

厚生労働省関係

| 団体名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------------------------|--|------------------------------|
| 北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター | 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階 URL: http://www.hokkaido-labor.go.jp/ 雇用助成金さっぽろセンター ハローワーク札幌、札幌東、札幌北、江別の助成金の申請受理 | 011(709)2311 内線(3685) |
| ハローワーク札幌 北海道地域共同就職支援センター | 札幌市中央区北4条西5丁目1-4 三井生命札幌共同ビル3階 | 011(233)3161 |
| 北海道労働局雇用均等室 | 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階 URL: http://www.hokkaido-labor.go.jp/ | 011(709)2715 |
| (独)雇用・能力開発機構 北海道センター | 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号 URL: http://www.ehdo.go.jp/hokkaido/index.html | 011(640)8822 |
| (社)北海道高齢・障害者雇用促進協会 | 札幌市中央区北4条西4丁目1番地札幌国際ビル4階 URL: http://www.ks-hokkaido.or.jp./index.html | 011(204)9381 011(242)8581 |
| (財)介護労働安定センター 北海道支部 | 札幌市中央区南1条西6丁目旭川信金ビル4階 | 011(219)3157 |
| (財)産業雇用安定センター 北海道事務所 雇用再生本部 | 札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル8階 URL: http://www.sangyokoyo.or.jp/ | 011(232)3853 011(200)1103 |
| (財)21世紀職業財団 北海道事務所 | 札幌市北区北7条西2丁目 東京建物札幌ビル7階 | 011(707)6198 |

北海道関係

| 団体名 | 所在地 | 電話番号 |
|--|--|------------------------------|
| 北海道 経済部 商工金融課 産業振興課 商業経済交流課 産業立地課 雇用労政課 人材育成課 | 札幌市中央区北3条西6丁目 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ | 011(231)4111 |
| 石狩支庁 商工労働観光課 | 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 URL: http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ | 011(204)5827 |
| 渡島支庁 商工労働観光課 | 函館市美原4丁目6番16号 URL: http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0138(47)9457 |
| 檜山支庁 商工労働観光課 | 檜山郡江差町字陣屋町336-3 URL: http://www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0139(52)6641 |
| 後志支庁 商工労働観光課 小樽商工労働事務所 | 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 URL: http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ 小樽市富岡1丁目14番13号 | 0136(23)1362 0134(22)5525 |
| 空知支庁 商工労働観光課 | 岩見沢市8条西5丁目 URL: http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0126(20)0060 |

| | | |
|--------------------|--|--------------|
| 上川支庁 商工労働観光課 | 旭川市永山6条19丁目1番1号 URL: http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0166(46)5938 |
| 留萌支庁 商工労働観光課 | 留萌市住之江町2丁目1-2 URL: http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0164(42)8440 |
| 宗谷支庁 商工労働観光課 | 稚内市末広4丁目2-27 URL: http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0162(33)2528 |
| 網走支庁 商工労働観光課 | 網走市北7条西3丁目 URL: http://www.abashiri.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0152(41)0635 |
| 胆振支庁 商工労働観光課 | 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル URL: http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0143(24)9588 |
| 日高支庁 商工労働観光課 | 浦河郡浦河町栄丘東通56号 URL: http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0146(22)9281 |
| 十勝支庁 商工労働観光課 | 帯広市東3条南3丁目 URL: http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0155(27)8537 |
| 釧路支庁 商工労働観光課 | 釧路市浦見2丁目2番54号 URL: http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0154(43)9181 |
| 根室支庁 商工労働観光課 | 根室市常盤町3丁目28番地 URL: http://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0153(24)5619 |
| (財)北海道中小企業総合支援センター | 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センター URL: http://www.hsc.or.jp/ | 011(232)2001 |
| 道南支所 | 函館市桔梗町379番地 北海道立工業技術センター内 | 0138(34)2600 |
| 道東支所 | 帯広市西2条北2丁目23番地 十勝産業振興センター内 | 0155(38)8850 |

道内ハローワーク（公共職業安定所）

| 安定所名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|---|--------------|
| 札幌 | 札幌市中央区南10条西14丁目 URL: http://www.hellowork-sapporo.go.jp/ | 011(562)0101 |
| 札幌東 | 札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10 URL: http://www.hellowork-sapporo.go.jp/ | 011(853)0101 |
| 江別出張所 | 江別市4条1丁目 | 011(382)2377 |
| 札幌北 | 札幌市東区北16条東4丁目3-1 URL: http://www.hellowork-sapporo.go.jp/ | 011(743)8609 |
| 函館 | 函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎 分庁舎 | 0138(26)0735 |
| 八雲出張所 | 二海郡八雲町東町232 | 0137(62)2509 |
| 江差出張所 | 檜山郡江差町姥神町167 江差地方合同庁舎 | 0139(52)0178 |
| 旭川 | 旭川市春光町10-58 URL: http://www10.ocn.ne.jp/~syokuan/ | 0166(51)0176 |
| 富良野出張所 | 富良野市緑町9-1 | 0167(23)4121 |
| 帯広 | 帯広市西5条南5丁目2 | 0155(23)8296 |
| 池田分室 | 中川郡池田町西2条2丁目10番地 | 015(572)2561 |
| 北見 | 北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎 | 0157(23)6251 |
| 遠軽出張所 | 紋別郡遠軽町1条通北4丁目 | 0158(42)2779 |
| 美幌分室 | 網走郡美幌町仲町1丁目44番地 | 0152(73)3555 |
| 紋別 | 紋別市南が丘町7丁目72-5 | 0158(23)5291 |
| 小樽 | 小樽市色内1丁目10番15号 URL: http://www13.ocn.ne.jp/~otaru-hw/ | 0134(32)8689 |
| 余市分室 | 余市郡余市町大川町2丁目26番地 | 0135(22)3288 |
| 滝川 | 滝川市緑町2丁目5番1号 | 0125(22)3416 |
| 砂川出張所 | 砂川市西6条北5丁目 | 0125(54)3147 |
| 深川分室 | 深川市1条18番10号 | 0164(23)2148 |

| | | |
|-------|--------------------------------|--------------|
| 釧路 | 釧路市富士見3丁目2番3号 | 0154(41)1201 |
| 室蘭 | 室蘭市海岸町1丁目20番地28 | 0143(22)8689 |
| 伊達分室 | 伊達市網代町5番地4 | 0142(23)2034 |
| 岩見沢 | 岩見沢市5条東15丁目 岩見沢地方合同庁舎 | 0126(22)3450 |
| 美唄出張所 | 美唄市東7条北1丁目 | 0126(63)2195 |
| 稚内 | 稚内市末広4丁目1番25号 | 0162(34)1120 |
| 岩内 | 岩内郡岩内町字相生199番地の1 | 0135(62)1262 |
| 倶知安分室 | 虻田郡倶知安町北3条東4丁目 | 0136(22)0248 |
| 留萌 | 留萌市大町2丁目12番地 留萌地方合同庁舎 | 0164(42)0388 |
| 名寄 | 名寄市西5条南10丁目2-2 | 01654(2)4326 |
| 士別出張所 | 士別市東4条3丁目 | 0165(23)3138 |
| 浦河 | 浦河郡浦河町堺町東1丁目5番21号 | 0146(22)3036 |
| 静内分室 | 日高郡新ひだか町静内山手町5丁目10番8号 | 0146(42)1734 |
| 網走 | 網走市大曲1丁目1番3号 | 0152(44)6287 |
| 苫小牧 | 苫小牧市港町1丁目6番15号 苫小牧港湾合同庁舎 | 0144(32)5221 |
| 根室 | 根室市幸町1丁目8番地 | 0153(23)2161 |
| 中標津分室 | 標津郡中標津町東2条南2丁目1番地1 中標津経済センタービル | 0153(72)2544 |
| 千歳 | 千歳市東雲町4丁目2-6 | 0123(24)2177 |
| 夕張出張所 | 夕張市本町5丁目5番地 | 0123(52)4411 |

地域産業支援機関

| 団体名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------------|--|--------------|
| (財)函館地域産業振興財団 | 函館市桔梗町379 URL : http://www.techakodate.or.jp/ | 0138(34)2600 |
| (財)室蘭テクノセンター | 室蘭市東町4丁目28-1 URL : http://www.murotech.or.jp | 0143(45)1188 |
| (株)旭川産業高度化センター | 旭川市緑が丘東1条3丁目1-6 URL : http://www.arc-net.co.jp/ | 0166(68)2834 |
| (社)北見工業技術センター運営協会 | 北見市東三輪5丁目1-4 URL : http://www1.kitami-itc.or.jp/ | 0157(31)2705 |
| (財)十勝圏振興機構 | 帯広市西22条北2丁目23-9 URL : http://www.tokachi-zaidan.jp/ | 0155(38)8850 |
| (財)釧路根室圏産業技術振興センター | 釧路市鳥取南7丁目2番23号 URL : http://www.senkon-itc.jp/ | 0154(55)5121 |

道内の高等技術専門学院

| 学院名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----|---|--------------|
| 札幌 | 札幌市東区北27条東16丁目1番1号 URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sps/ | 011(781)5541 |
| 函館 | 函館市桔梗町435番地 URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/hks/ | 0138(47)1121 |

| | | |
|------|--|--------------|
| 旭川 | 旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ahs/ | 0166(65)6667 |
| 稚内分校 | 稚内市末広4丁目2番27号(宗谷合同庁舎内) | 0162(33)2636 |
| 北見 | 北見市末広町356番地1 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kts/ | 0157(24)8024 |
| 網走 | 網走市大曲1丁目6番2号 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/aas/ | 0152(43)4371 |
| 室蘭 | 室蘭市東町3丁目1番11号 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/mrs/ | 0143(44)3522 |
| 苫小牧 | 苫小牧市新開町4丁目6番10号 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/tms/ | 0144(55)7007 |
| 帯広 | 帯広市西24条北2丁目18番地1 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ois/ | 0155(37)2319 |
| 釧路 | 釧路市大楽毛南1丁目2番51号 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kss/ | 0154(57)8011 |

地域力連携拠点

| 団体名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------------|--|--------------|
| 旭川商工会議所 | 旭川市常磐通1丁目 URL: http://www.ccia.or.jp/index.html | 0166(22)8414 |
| 北見商工会議所 | 北見市北3条東1丁目 URL: http://www.okhotsk.or.jp/kitami-cci/ | 0157(23)4111 |
| 釧路商工会議所 | 釧路市大町1丁目1番1号 URL: http://www.kuhcci.or.jp/ | 0154(41)4143 |
| 札幌商工会議所 | 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル URL: http://www.sapporo-cci.or.jp/ | 011(231)1766 |
| 苫小牧商工会議所 | 苫小牧市表町1丁目1番13号 URL: http://cci.tomakomai.or.jp/index.html | 0144(33)5454 |
| 函館商工会議所 | 函館市若松町15-7-61 URL: http://www.hakodate.cci.or.jp/ | 0138(23)1181 |
| 室蘭商工会議所 | 室蘭市海岸町2丁目3番2号 URL: http://nexus.earthcape.ne.jp/murocci/ | 0143(22)3196 |
| 稚内商工会議所 | 稚内市中央2丁目4番8号 URL: http://www.wakkanai-cci.or.jp/ | 0162(23)4400 |
| 旭川信用金庫 | 旭川市4条通8丁目 URL: http://www.shinkin.co.jp/ask/ | 0166(26)1161 |
| 帯広信用金庫 | 帯広市西3条南7丁目2番地 URL: http://www.obishin.co.jp/ | 0155(28)6100 |
| 空知信用金庫 | 岩見沢市3条西6丁目2番地1 URL: http://www.shinkin.co.jp/sorachi/ | 0126(22)1150 |
| 大地みらい信用金庫 | 根室市梅ヶ枝町3丁目15番地 URL: http://www.daichimirai.co.jp/ | 0154(23)5351 |
| 北海信用金庫 | 余市郡余市町黒川町4丁目5番地 URL: http://www.shinkin.co.jp/hokkai/ | 0134(27)7106 |
| (株)北海道銀行 | 札幌市中央区大通西4丁目 URL: http://www.hokkaidobank.co.jp/ | 011(233)1069 |
| (財)さっぽろ産業振興財団 | 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号 URL: http://www.sec.or.jp/top/ | 011(200)5511 |
| (財)北海道中小企業総合支援センター | 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル URL: http://www.hsc.or.jp/index.cgi | 011(232)2402 |

| | | |
|----------------|--|--------------|
| 北海道商工会連合会 | 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル URL: http://ameblo.jp/shokokai-hokkaido | 011(251)0102 |
| 北海道中小企業団体中央会 | 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル URL: http://www.h-chuokai.or.jp/ | 011(231)1919 |
| (社)北海道中小企業診断士会 | 札幌市中央区北4条西6丁目1番地毎日札幌会館 URL: http://www.shindan-hkd.org/xoops/modules/none1/ | 011(231)1377 |

その他関係機関

| 団体名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|--|--------------|
| 北海道信用保証協会 | 札幌市中央区大通西14丁目1番地 URL: http://www.cgc-hokkaido.or.jp/ | 011(241)5554 |
| 北海道中小企業団体中央会 | 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル URL: http://www.h-chuokai.or.jp/ | 011(231)1919 |
| 北海道若年者就職支援センター (ジョブカフェ北海道) [地方拠点] ジョブカフェ函館 ジョブカフェ旭川 ジョブカフェ釧路 ジョブカフェ帯広 ジョブカフェ北見 | 札幌市中央区北4条西5丁目三井生命札幌共同ビル7F URL: http://www.jobcafe-h.jp/ 函館市大森町2番14号 サン・リフレ函館2階 旭川市6条通4丁目 旭川市勤労者福祉会館内 釧路市錦町2-4 釧路フィッシャー・マンズ・ワーフMOO2階(EGG側) 帯広市西2条南12丁目 JR帯広駅エスタ東館2階 北見市北2条西3丁目マップビル1階 北見市雇用就業サポートセンター内 | 011(209)4510 |
| 北海道職業能力開発協会 | 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 URL: http://www.h-syokunou.or.jp/ | 011(825)2385 |